

あいち消費者安心プラン2029 実施事業一覧

目標1 消費者被害の救済・未然防止の強化 ～消費者問題解決力の高い地域づくりを目指して～

番号	取組	施策名	施策内容	2025年度実施計画	2025年度実績	2026年度実施計画	担 当		
							局	課室	
取組1 県と市町村が連携した地域の消費者問題解決力強化									
(1)愛知県消費生活総合センターの機能強化(地域における中核的相談機関)									
1	1	(1)	専門分野チーム・研究会における調査・研究	広域性・専門性の高い相談に的確に対応するため、消費生活相談員で構成された「専門分野チーム」において、情報通信等の消費生活の専門分野を継続的に調査研究します。	「デジタルサービス」等、消費生活に係る専門分野を3分野設定し、調査・研究を実施	「特商法」、「デジタルサービス」、「消費者教育」の3分野について、研究会を9回実施	「デジタルサービス」等、消費生活に係る専門分野を3分野設定し、調査・研究を実施	県民文化局	県民生活課
2	1	(1)	弁護士会との連携による解決困難事案の早期解決及び対応力の強化・向上	解決困難な事案に対しては、愛知県弁護士会との連携を図り、法的解釈やあっせん困難事案への助言を受けることで、早期解決と相談対応力の強化・向上を図ります。	苦情処理専門員(弁護士)相談の実施 苦情処理支援弁護士電話相談の実施 あんしんサポート会議の実施	苦情処理専門員(弁護士)による面接相談37件 苦情処理支援弁護士による電話相談22回 あんしんサポート会議の開催1回	苦情処理専門員(弁護士)相談の実施 苦情処理支援弁護士電話相談の実施 あんしんサポート会議の実施	県民文化局	県民生活課
3	1	(1)	専門家(アドバイザー)による指導・助言	「専門分野チーム」での研究会において、消費生活相談業務を始め、消費者教育、事業者指導等の業務を的確に行うに当たり、各分野の専門家である「消費者行政アドバイザー」から、より専門性の高い分野について助言を受けます。	弁護士など各分野の専門家を委嘱	弁護士、建築士及び各専門分野の有識者など13名に消費者行政アドバイザーを委嘱	弁護士など各分野の専門家を委嘱	県民文化局	県民生活課
4	1	(1)	消費生活相談員の研修の充実	消費生活相談員の資質の向上を図るため、国民生活センター等専門機関が実施する研修を受講させるとともに、有識者を始め、消費者団体、事業者団体を講師とした消費生活や多重債務に係る専門的かつ実践的な研修を実施します。	国民生活センターの専門研修へ派遣するとともに、キャリアアップ研修を企画・実施	国民生活センターの研修に28回(28名)派遣 キャリアアップ研修(6日間)を企画・実施	国民生活センターの専門研修へ派遣するとともに、キャリアアップ研修を企画・実施	県民文化局	県民生活課
5	1	(1)	県内の消費生活相談情報の一元的集約・分析及び情報提供	県消費生活総合センターや市町村の消費生活センター等に寄せられた相談情報について、市町村分を含め県で一元的に集約し、内容を分析することにより、消費者トラブル情報「あいちクリオ通信」や消費生活情報サイト「あいち暮らしWEB」等を通じて、県民へタイムリーで効果的な注意喚起を行い、消費者被害のさらなる未然防止・拡大防止を図ります。また、相談状況を的確に把握し、事業者指導の着実な実施につなげます。	市町村に寄せられた相談情報も含め、県が一元的に集約・分析し、消費者トラブル情報「あいちクリオ通信」や消費生活情報サイト「あいち暮らしWEB」により情報提供	市町村に寄せられた相談情報も含め、県が一元的に集約・分析し、消費者トラブル情報「あいちクリオ通信」や消費生活情報サイト「あいち暮らしWEB」により情報提供 月1回	市町村に寄せられた相談情報も含め、県が一元的に集約・分析し、消費者トラブル情報「あいちクリオ通信」や消費生活情報サイト「あいち暮らしWEB」により情報提供	県民文化局	県民生活課
6	1	(1)	消費生活相談員の人材確保	相談対応力の一層の強化を図るため、被害救済の第一線において重要な役割を担う消費生活相談員について、必要な処遇改善を引き続き検討・実施します。	必要な処遇改善の検討・実施	全都道府県における消費生活相談員の報酬額を調査し、県人事課へ報酬引き上げを要求	必要な処遇改善の検討・実施	県民文化局	県民生活課
(2)市町村消費生活センター等の定着・機能強化及び市町村との連携・支援									
7	1	(2)	「消費生活相談員人材バンク」による相談員候補者の情報提供	市町村における消費生活相談員の安定的な確保を図るため、消費生活センター等への就職を希望する者を「消費生活相談員人材バンク」に登録してもらい、市町村からの求めに応じて、相談員の情報を提供します。	消費生活相談員人材バンクの運営	人材バンクの運営(登録者97名市町村への情報提供9回)	消費生活相談員人材バンクの運営	県民文化局	県民生活課
8	1	(2)	指定消費生活相談員の配置	県消費生活総合センターに、市町村による消費生活相談への支援を行う指定消費生活相談員(消費者安全法第10条の4)を配置することにより、市町村への助言、協力、情報の提供、その他の援助を行います。	指定消費生活相談員の配置	指定消費生活相談員を17名配置	指定消費生活相談員の配置	県民文化局	県民生活課
9	1	(2)	「市町村ホットライン」等による相談処理支援	「市町村ホットライン(県と市町村との専用回線)」により、市町村の消費生活相談員等からの問い合わせに対し、県の消費生活相談員が助言をすることで、解決困難な事案に対するバックアップなどの支援を行うとともに、市町村職員向けにも、「消費生活相談100事例」を作成し、内容の充実を図るなど、市町村における相談処理の支援を行います。	市町村ホットラインの運営及び「消費生活相談100事例」の作成	市町村ホットラインの運営564回 「消費生活相談100事例」の作成	市町村ホットラインの運営及び「消費生活相談100事例」の周知	県民文化局	県民生活課
10	1	(2)	支援弁護士制度の活用による相談処理支援	愛知県弁護士会との連携により、市町村消費生活相談員が法的な助言を必要とする場合、地域の弁護士会の窓口で電話での助言を求める体制を運用し、市町村における相談処理の支援を行います。	支援弁護士制度の維持・運用	支援弁護士の活用 4件	支援弁護士制度の維持・運用	県民文化局	県民生活課
11	1	(2)	巡回指導、実践研修(OJT)による市町村相談員に対する直接支援	市町村への巡回指導や県消費生活総合センターにおける実践研修(OJT)の実施により、市町村の相談体制への支援を行うとともに、市町村消費生活相談員の実務能力向上の支援を行います。	巡回指導の実施 実践研修(OJT)の実施	巡回指導 38回(14市町) OJT 23回(6市町)	巡回指導の実施 実践研修(OJT)の実施	県民文化局	県民生活課
12	1	(2)	市町村消費生活相談員等研修の充実・強化	市町村消費生活相談員の資質の向上を支援するため、有識者を始め、消費者団体、事業者団体の講師による専門的かつ実践的な研修を実施するほか、県の「専門分野チーム」の活動で得たノウハウ・知識を市町村消費生活相談員に広く共有し、市町村の相談業務に活かすことができるよう、専門分野チーム・フィードバック研修を実施することで、消費生活相談員の研修機会の確保を図ります。併せて、市町村職員向け研修の充実を図ることによって、職員による相談業務のバックアップを始め、消費者行政推進体制を強化します。	キャリアアップ研修を企画・実施 するとともに、専門分野チームフィードバック研修を全体研修会において実施	キャリアアップ研修(6日間)を企画・実施 専門分野チーム(「特商法」、「デジタルサービス」分野)のフィードバック研修を全体研修会(3月)において実施	キャリアアップ研修を企画・実施するとともに、専門分野チームフィードバック研修を全体研修会において実施	県民文化局	県民生活課

あいち消費者安心プラン2029 実施事業一覧

目標1 消費者被害の救済・未然防止の強化 ～消費者問題解決力の高い地域づくりを目指して～

番号	取組		施策名	施策内容	2025年度実施計画	2025年度実績	2026年度実施計画	担 当	
								局	課室
13	1	(2)	「愛知県消費者行政連絡協議会」による連携	県と市町村で構成する「愛知県消費者行政連絡協議会」を開催し、情報の共有に努めるとともに緊密な連携を図り、地域全体で消費者問題の解決に取り組みます。	「愛知県消費者行政連絡協議会」の開催	・「愛知県消費者行政連絡協議会」の開催 ・開催日：2025年5月22日(木) ・参加人数：46名	「愛知県消費者行政連絡協議会」の開催	県民文化局	県民生活課
14	1	(2)	「市町村消費生活センター長会議」の開催	県と市町村が現状や課題等を共有し、それぞれの役割において消費生活相談体制の充実・強化を図ることが重要であることから、センター長の役割を始め、実務の課題について意見交換・情報共有を行う「市町村消費生活センター長会議」を開催します。	「市町村消費生活センター長会議」の開催	市町村消費生活センター長会議の開催 ・開催日：2025年5月22日(木) ・参加人数：46名	「市町村消費生活センター長会議」の開催	県民文化局	県民生活課
15	1	(2)	「消費者ホットライン188」や消費生活センター等の認知度の向上	県消費生活総合センターと市町村の消費生活センター等の認知度を高めるため、消費生活情報「あいち暮らしっく」や市町村の広報紙等により、その存在と役割を広く県民に周知するとともに、身近な消費生活センター等につながる「消費者ホットライン188(いやや)」の普及啓発を行い、利用を促すことで、消費者被害の未然防止・拡大防止を図ります。	「あいち暮らしっく」等による普及啓発(「消費者ホットライン188」を含む)	消費生活情報紙「あいち暮らしっく」等により「消費者ホットライン188」の普及啓発を実施	「あいち暮らしっく」等による普及啓発(「消費者ホットライン188」を含む)	県民文化局	県民生活課
16	1	(2)	多重債務者無料巡回相談の実施	市町村における多重債務相談対応の充実・強化を支援するため、県と市町村、愛知県弁護士会及び愛知県司法書士会が連携して、市町村の依頼に応じた無料巡回法律相談を実施します。	市町村に周知し、依頼に応じて弁護士・司法書士を派遣	多重債務者無料巡回相談 1件(1市)	市町村に周知し、依頼に応じて弁護士・司法書士を派遣	県民文化局	県民生活課
17	1	(2)	消費生活相談のDX化に伴う広域連携	消費生活相談のDX化の取組をより効果的なものとするため、国の動向等を踏まえながら、自治体間の広域連携のあり方について調査・検討を進めます。	必要な情報収集、検討の実施	国等の動向についての情報収集を実施	必要な情報収集、検討の実施	県民文化局	県民生活課
18	1	(2)	消費生活相談員の人材確保に向けた取組等の情報発信	消費生活情報サイト「あいち暮らしWEB」や消費生活情報「あいち暮らしっく」等を活用し、国・県における消費生活相談員の人材確保の取組や、県内市町村の消費生活相談員の採用情報を提供します。	消費生活相談員の人材確保に向けた取組等の情報発信	消費生活情報サイト「あいち暮らしWEB」や消費生活情報紙「あいち暮らしっく」等により人材確保に向けた取組等の情報を発信	消費生活相談員の人材確保に向けた取組等の情報発信	県民文化局	県民生活課
19	1	(2)	消費生活相談員の業務内容ややりがい等の情報発信	消費生活相談員の人材確保に向け、ウェブサイトやSNSなどの様々な広報媒体を活用し、消費生活相談員の業務内容ややりがい、魅力等の情報発信に努めます。	消費生活相談員の業務内容ややりがい等の情報発信	消費生活情報サイト「あいち暮らしWEB」や消費生活情報紙「あいち暮らしっく」等により消費生活相談員の業務内容等の情報を発信	消費生活相談員の業務内容ややりがい等の情報発信	県民文化局	県民生活課
取組2 デジタル化の進展に対応した消費者被害防止・救済対策の推進									
20	2		専門分野チーム・研究会における調査・研究(再掲)	広域性・専門性の高い相談に的確に対応するため、消費生活相談員で構成された「専門分野チーム」において、情報通信等の消費生活の専門分野を継続的に調査研究します。	「デジタルサービス」等、消費生活に係る専門分野を3分野設定し、調査・研究を実施	「特商法」、「デジタルサービス」、「消費者教育」の3分野について、研究会を9回実施	「デジタルサービス」等、消費生活に係る専門分野を3分野設定し、調査・研究を実施	県民文化局	県民生活課
21	2		新たな消費者問題への的確な対応	消費者向け電子商取引等に関連する法改正や国の施策の状況、情報通信技術や情報通信機器に関する最新の情報を収集し、新たな消費者問題に的確に対応します。	最新情報の収集、的確な対応	研修や専門分野チームの活動を通じて最新の情報を収集し、相談対応に活用	最新情報の収集、的確な対応	県民文化局	県民生活課
22	2		消費生活相談のDX化	国が進める消費生活相談のDX化に伴い、消費生活相談の新システムを県消費生活総合センターに導入することで、相談者の利便性向上を図ります。	新たな相談支援システムへの移行準備	新たな相談支援システムへの移行準備を実施	新たな相談支援システムへの移行	県民文化局	県民生活課
取組3 消費者の多様な特性に応じた相談体制の充実・強化									
23	3		多言語による相談体制の充実(「あいち多文化共生センター」との連携)	「あいち多文化共生センター」と連携して、通訳等が必要な外国人向けの消費生活専門相談に多言語で対応できる相談体制の充実を図ります。	「愛知県消費生活総合センター」と「あいち多文化共生センター」との連携による外国人向け消費生活相談の実施	「あいち多文化共生センター」と連携した外国人向け消費生活相談を実施 17回	「愛知県消費生活総合センター」と「あいち多文化共生センター」との連携による外国人向け消費生活相談の実施	県民文化局	県民生活課
					同上	「愛知県消費生活総合センター」と「あいち多文化共生センター」との連携による外国人向け消費生活相談を実施した	「愛知県消費生活総合センター」と「あいち多文化共生センター」との連携による外国人向け消費生活相談の実施	県民文化局	社会活動推進課多文化共生推進室
24	3		相談者の特性に配慮した相談対応等の調査・研究	電話を使う機会が少ない傾向にある若年者や電話相談が困難な相談者に配慮し、SNSやチャット形式の相談など相談者の特性に合わせた効果的な相談対応等を、消費生活相談のDX化の動向等を踏まえながら調査・研究します。	SNS、チャット形式の相談対応等の調査・研究	国等の動向や相談対応等の情報収集を実施	SNS、チャット形式の相談対応等の調査・研究	県民文化局	県民生活課
取組4 高齢者等を消費者被害から守る見守りネットワークの充実									
25	4		「愛知県消費者安全確保地域協議会」の開催	福祉関係者、医療機関、警察、消費者団体等で組織する「愛知県消費者安全確保地域協議会」を開催し、高齢者等を消費者被害から守る取組を行うための情報交換・協議を行い、地域の見守りネットワークの活動の充実を図ります。	「愛知県消費者安全確保地域協議会」の開催	愛知県消費者安全確保地域協議会を1回開催(11月19日)	「愛知県消費者安全確保地域協議会」の開催	県民文化局	県民生活課

あいち消費者安心プラン2029 実施事業一覧

目標1 消費者被害の救済・未然防止の強化 ～消費者問題解決力の高い地域づくりを目指して～

番号	取組	施策名	施策内容	2025年度実施計画	2025年度実績	2026年度実施計画	担 当	
							局	課室
26	4	市町村の「消費者安全確保地域協議会」の設置促進、支援	高齢者等が地域で安心して暮らせるよう、市町村の福祉部門等の取組と連携し、市町村における「消費者安全確保地域協議会」の設置を促進します。 また、高齢者等の消費者被害の未然防止・拡大防止に向けた地域の見守り活動の拡充を図るとともに、実効性のある見守りが実施されるよう情報提供等の支援を行います。	・消費者安全確保地域協議会の設置に向けた市町村に対する働きかけ ・消費者安全確保地域協議会構成員への情報提供	<設置に向けた働きかけ> ・全国の先進的な事例等を掲載した「高齢者等消費者被害見守りハンドブックあいち」(2021年度作成)を活用した働き掛けの結果、2025年度中に蟹江町はじめ2町(累計42市町)が協議会を設置(累計人口カバー率:96.0%) ・愛知県市町村消費者行政連絡協議会(5月22日)、愛知県消費者安全確保地域協議会(11月19日)における見守り活動拡大の呼び掛け ・地域包括ケア・認知症対策室主催の研修会等における協議会に関する情報提供 <情報提供> 消費者安全確保地域協議会構成員への情報提供回数 66回	・消費者安全確保地域協議会の設置に向けた市町村に対する働きかけ ・消費者安全確保地域協議会構成員への情報提供	県民文化局	県民生活課
27	4	地域における見守り活動の担い手となる人材育成・活用	地域における見守り活動の充実を図るため、見守り活動の担い手となる人材の育成に努めます。	・市町村職員向けの研究会の開催 ・地域における見守り活動を支援する啓発資料の作成・配布	・市町村職員向け研究会の開催(11月19日) ・地域における見守り活動を支援する啓発資料「見守りポケットブック」2,000部及び「高齢者の消費者トラブル」10,000部を作成し、消費者安全確保地域協議会構成員及び県内市町村に配布した。	・市町村職員向けの研究会の開催 ・地域における見守り活動を支援する啓発資料の作成・配布	県民文化局	県民生活課
28	4	被害者層に応じた被害防止活動の推進	オレオレ詐欺等の被害の多くを占める高齢者に対して民生委員や宅配業者などと連携し広報啓発を実施します。 また、愛知県老人クラブ連合会と連携して、高齢者の集まる場所での広報啓発を実施します。	・愛知県老人クラブ連合会及び金融機関、コンビニエンスストアと連携した啓発活動を実施する。	・愛知県老人クラブ連合会及び金融機関、コンビニエンスストアと連携した啓発活動を実施。(6回開催)	・愛知県老人クラブ連合会及び金融機関、コンビニエンスストアと連携した啓発活動を実施する。	防災安全局	県民安全課
29	4	県民、事業者等と一体となった被害防止活動の推進	新規の自主防犯団体に対し、防犯パトロール用資材を提供して、更なる自主防犯団体の設立を促進するとともに、「防犯ボランティア養成アカデミー」を開催し、防犯ボランティアの活動を活性化させ、防犯意識の高揚と地域防犯力の向上を図ります。 また、効果的な防犯活動の企画を自主防犯団体及びNPOを始めとした地域の団体から募集し、優良提案団体に事業を委託するとともに、報告会の開催等により、広く県内各地に事業の成果の普及を図ります。	・新規の自主防犯団体に対する防犯パトロール用資材の提供 ・「防犯ボランティア養成アカデミー」の開催 ・効果的な防犯活動の企画を自主防犯団体及びNPOを始めとした地域の団体から募集し、優良提案団体に事業を委託し、報告会を開催する	・新規の自主防犯団体に対する防犯パトロール用資材の提供(1件) ・「防犯ボランティア養成アカデミー」の開催(11回) ・効果的な防犯活動の企画を自主防犯団体及びNPOを始めとした地域の団体から募集し、21団体の優良提案団体に事業を委託し、報告会を開催した。	・新規の自主防犯団体に対する防犯パトロール用資材の提供 ・「防犯ボランティア養成アカデミー」の開催 ・効果的な防犯活動の企画を自主防犯団体及びNPOを始めとした地域の団体から募集し、優良提案団体に事業を委託し、報告会を開催する	防災安全局	県民安全課
30	4	被害防止機器の普及促進	イベント等において被害防止電話等の被害防止機器を紹介し、機器の普及に努めます。	商業施設やイベント、その他、人の集まる機会において、啓発品や広報資料を用いて復及促進に努める	商業施設やイベント、その他、人の集まる機会において、啓発品や広報資料を用いて復及促進に努めた。	商業施設やイベント、その他、人の集まる機会において、啓発品や広報資料を用いて復及促進に努める	防災安全局	県民安全課
31	4	外国人に対する生活設計に関する啓発・支援	住居や教育などに関する日本の制度についての情報不足や、宗教や文化の違い等により、生計が立てられない・今後のライフプランに不安を抱えているといった外国人県民に対応するため、2019年度に作成した「外国人向け生活設計支援冊子」を活用し、外国人及び外国人支援を行うNPOなどに対し、出産・教育・住居・年金・介護・終活等、各ライフステージにおける生活設計の重要性や、助成制度等の知識を周知します。 (6言語:ポルトガル語、中国語、フィリピン語、ベトナム語、スペイン語、英語)	2019年度に作成した「外国人向け生活設計支援冊子」を活用し、外国人及び外国人支援を行うNPOなどに対し、出産・教育・住居・年金・介護・終活等、各ライフステージにおける生活設計の重要性や、助成制度等の知識を周知する (6言語:ポルトガル語、中国語、フィリピン語、ベトナム語、スペイン語、英語)	2019年度に作成した「外国人向け生活設計支援冊子」を活用し、外国人及び外国人支援を行うNPOなどに対し、出産・教育・住居・年金・介護・終活等、各ライフステージにおける生活設計の重要性や、助成制度等の知識を周知した (6言語:ポルトガル語、中国語、フィリピン語、ベトナム語、スペイン語、英語)	2019年度に作成した「外国人向け生活設計支援冊子」を活用し、外国人及び外国人支援を行うNPOなどに対し、出産・教育・住居・年金・介護・終活等、各ライフステージにおける生活設計の重要性や、助成制度等の知識を周知する (6言語:ポルトガル語、中国語、フィリピン語、ベトナム語、スペイン語、英語)	県民文化局	社会活動推進課 多文化共生推進室
取組5 悪質事業者に対する綿密な調査と厳正な処分								
32	5	綿密な調査と厳正な処分	消費生活相談において、詳細な内容を把握するとともに、不当な取引行為を行う事業者の実態を明らかにするため、適正に消費者聴取を行い、消費者の証言や物証を入手します。 また、必要に応じて、法令に基づき、不当な取引行為を行う疑いのある事業者の事業所への立入調査を行うとともに、必要な報告を求めます。 さらに、処分の根拠となる法の解釈等を弁護士等の専門家や国とも相談しながら、速やかに厳正な処分を実施します。	悪質事業者に対する厳正な法執行	悪質事業者に対する厳正な法執行を適正に実施 (処分件数1件)	悪質事業者に対する厳正な法執行	県民文化局	県民生活課
33	5	調査力の向上	法律や条例に基づく立入調査を忌避する目的で事業所を隠匿・偽装するなどの、極めて悪質な事業者に対応するため、様々な事例の研究・分析によるノウハウの蓄積や情報収集力の強化など、調査力の向上を図ります。	①東海地域悪質事業者対策会議の開催 ②消費者庁所管法令執行担当者研修(初任者研修等)に参加	①東海地域悪質事業者対策会議の開催 年3回 ②消費者庁所管法令執行担当者研修(初任者研修等)に延べ3名参加	①東海地域悪質事業者対策会議の開催 ②消費者庁所管法令執行担当者研修(初任者研修等)に参加	県民文化局	県民生活課
34	5	国及び近隣県等と連携した調査・処分	愛知、静岡、岐阜、三重の東海4県で、会議を定期的に開催し、悪質事業者に関する情報交換等を行うなど、緊密な連携を図るとともに、中部経済産業局とも連携し、同局及び近隣県と合同して調査を行った上、同時の行政処分を実施します。 また、被害情報に類似性がある他の都道府県とも必要に応じて連携し、消費者被害の未然防止・拡大防止を図ります。 消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害する、不適正な広告表示等については、国、近隣県等の関係機関と連携をとりながら適正に調査を行い、措置命令等により、消費者の利益保護を図ります。	東海地域悪質事業者対策会議の開催	東海地域悪質事業者対策会議の開催 年3回	東海地域悪質事業者対策会議の開催	県民文化局	県民生活課

あいち消費者安心プラン2029 実施事業一覧

目標1 消費者被害の救済・未然防止の強化 ～消費者問題解決力の高い地域づくりを目指して～

番号	取組	施策名	施策内容	2025年度実施計画	2025年度実績	2026年度実施計画	担 当	
							局	課室
35	5	特定商取引法執行関係機関との連携	経済産業省中部経済産業局、県警察本部及び名古屋市との連絡会議を開催し、悪質事業者についての情報交換を行うとともに、消費者庁から法解釈や全国の執行事例についての情報を収集します。	①愛知県消費者被害未然防止対策連絡会議の開催 年3回 ②特定商取引法執行関係機関情報交換会議に参加 年1回	①愛知県消費者被害未然防止対策連絡会議の開催 年3回 ②特定商取引法執行関係機関情報交換会議に参加 年1回	①愛知県消費者被害未然防止対策連絡会議の開催 ②特定商取引法執行関係機関情報交換会議に参加	県民文化局	県民生活課
36	5	不当な取引行為に対する規制等に関する調査・研究	条例に定める不当な取引行為について、最新の事例や他自治体の動向を調査するなど、効果的なあり方を研究します。	不当な取引行為に対する規制等に関する調査・研究	不当な取引行為に対する規制等に関する調査・研究を適正に実施	不当な取引行為に対する規制等に関する調査・研究	県民文化局	県民生活課
取組6 被害防止に向けた事業者指導の強化及び関係機関との連携								
37	6	不当な取引行為に係る迅速な事業者指導の実施	不当な取引行為を行っている疑いがある事業者について、迅速に情報提供を行うとともに、事業者に対し業務の改善を指導することで、消費者被害の未然防止・拡大防止を図ります。	不当な取引行為に係る迅速な事業者指導の実施	16件実施	不当な取引行為に係る迅速な事業者指導の実施	県民文化局	県民生活課
38	6	条例に基づく事業者名の公表	不当請求や架空請求など、短期間に被害が拡大すると見込まれる場合は、事業者名を速やかに公表し、消費者に注意喚起を図ることで、新たな被害の発生を防止します。	条例に基づく事業者名の公表	公表の実績なし	条例に基づく事業者名の公表	県民文化局	県民生活課
39	6	取締・指導監督機関等との連携	詐欺的な商法や美容医療、医薬品、化粧品等のうち問題となる商法・健康被害等に関する相談を端緒として、警察及び各監督官庁等に対し、定期・随時に情報提供を行い、迅速かつ確な事業者の取締り・指導監督等の取組につなげます。 なお、情報の提供に当たっては、個人情報保護に配慮します。 庁内連携については、「愛知県消費者行政推進会議」を、他機関連携については、個別分野の会議体等を活用し、情報交換を行います。	警察及び監督官庁等への情報提供	警察及び監督官庁等への情報提供を適正に実施	警察及び監督官庁等への情報提供	県民文化局	県民生活課
40	6	迅速な事業者指導に向けた取組の強化	不当な取引行為を行っている疑いがある事業者に対する指導を迅速に実施するため、消費生活相談の内容の分析を行うとともに、効果的な情報収集のあり方について研究します。	効果的な情報収集の検討及び実施	効果的な情報収集及び検討を適正に実施	効果的な情報収集の検討及び実施	県民文化局	県民生活課
41	6	多重債務問題に関する講師派遣	多重債務者の発見と相談窓口への誘導を図るため、税金等の滞納者と直接接する機会のある職員等が出席する会議や研修に、多重債務問題に関する講師を派遣します。	市町村等に周知し、依頼に応じて弁護士・司法書士を派遣	多重債務講師派遣 1件(1市)	市町村等に周知し、依頼に応じて弁護士・司法書士を派遣	県民文化局	県民生活課
42	6	ヤミ金特殊詐欺対策チームとの連携	愛知県弁護士会、県警察本部、東海財務局と連携して、ヤミ金被害に関する情報交換を行い、適切な相談対応や情報提供・啓発を行います。	ヤミ金特殊詐欺対策チームとの情報共有	ヤミ金特殊詐欺対策チームとの情報共有会議に参加 2回	ヤミ金特殊詐欺対策チームとの情報共有	県民文化局	県民生活課
43	6	商品等の表示に係る店頭調査・啓発の実施	県内の店舗を訪問して、景品表示法に違反する行為の有無等を、店頭の表示などから調査した上、当該事業者への啓発を行います。	①食品表示法等所管部局との合同調査 ②景品表示法に係る表示及び景品類の現況調査	①県農林水産事務所等との合同調査・啓発:25件 ②景品表示法単独調査・啓発:26件	①食品表示法等所管部局との合同調査 ②景品表示法に係る表示及び景品類の現況調査	県民文化局	県民生活課
44	6	食品等の表示に係る関係機関との協力体制の推進	景品表示法、食品表示法、医薬品医療機器等法などの表示関係法規を所管する国の機関や県の所管局と連携を図り、情報共有や合同調査を実施し、不適正な表示を行う事業者への指導を行います。	食品等の表示に係る関係機関との協力	県農林水産事務所等との合同調査・啓発:25件	食品等の表示に係る関係機関との協力	県民文化局	県民生活課
45	6	広告表示適正化のための近隣県等との連携	愛知、静岡、岐阜、三重の東海4県で、会議を定期的に開催し、事例検討や情報交換を行い、必要に応じて合同での監視・指導を実施するなど、他の地域とも連携して、広域事業者に対応していきます。	東海4県広告表示等適正化推進会議の開催	東海4県広告表示等適正化推進会議 年2回開催	東海4県広告表示等適正化推進会議の開催	県民文化局	県民生活課
46	6	適格消費者団体との連携・支援	事業者の不当な取引行為の差止請求を行うことができる「適格消費者団体」への情報提供に努めるとともに、差止請求制度について県民に周知するなど、同団体への連携・支援をさらに深めていきます。また、同団体が、消費者の財産的被害の集団的な回復のための訴訟を提起できる「特定適格消費者団体」として内閣総理大臣の認定を受けることができるよう、支援を行っています。	①適格消費者団体への情報提供 ②県内の特定適格消費者団体の認定に向けた支援(イベントの実施等)	①適格消費者団体への情報提供を適正に実施 ②県内の特定適格消費者団体の認定に向けて優良事業者育成セミナーの開催 ・開催日:令和8年1月28日	①適格消費者団体への情報提供 ②県内の特定適格消費者団体の認定に向けた支援(イベントの実施等)	県民文化局	県民生活課

あいち消費者安心プラン2029 実施事業一覧

目標1 消費者被害の救済・未然防止の強化 ～消費者問題解決力の高い地域づくりを目指して～

番号	取組	施策名	施策内容	2025年度実施計画	2025年度実績	2026年度実施計画	担 当		
							局	課室	
47	6	特殊詐欺対策の推進	特殊詐欺の被害防止のため、金融機関、コンビニエンスストア、生命保険会社などの事業者と連携し、相互に情報共有を図りながら、被害の水際阻止、顧客への注意喚起を行います。 また、警察本部が業務委託したコールセンターにより、県民等に対して電話により、直接かつ丁寧に注意喚起します。	・愛知県老人クラブ連合会及び金融機関、コンビニエンスストアと連携した啓発活動の実施 ・詐欺被害防止セミナーの開催 ・顧客を個別訪問する事業者等と連携した高齢者等への啓発 ・大学生防犯ボランティアと連携した啓発活動	・愛知県老人クラブ連合会及び金融機関、コンビニエンスストアと連携した啓発活動の実施(65回・啓発品 約13,300配布) ・詐欺被害防止セミナーの開催 開催日:11月27日(木) 参加人数:66人 参加者向けアンケート結果 セミナーに対する満足97%:大変満足41人・満足8人 ・顧客を個別訪問する事業者等と連携した高齢者等への啓発 ・大学生防犯ボランティアと連携した啓発活動 開催日:8月4日(月) 参加人数:60 人(内大学生8人)	・愛知県老人クラブ連合会及び金融機関、コンビニエンスストアと連携した啓発活動の実施 ・詐欺被害防止セミナーの開催 ・顧客を個別訪問する事業者等と連携した高齢者等への啓発 ・大学生防犯ボランティアと連携した啓発活動	防災安全局	県民安全課	
				コールセンターを活用した注意喚起やキャンペーン等による広報啓発活動、金融機関等の事業者と連携した水際対策を犯罪情勢に応じて適宜実施、犯人と話さない対策の促進	コールセンターを活用した注意喚起やキャンペーン等による広報啓発活動、金融機関、コンビニエンスストア等の事業者と連携した水際対策を犯罪情勢に応じて適宜実施、犯人と話さない対策を促進した。	コールセンターを活用した注意喚起、キャンペーン等による広報啓発活動、警察庁推奨アプリの普及促進、金融機関、コンビニエンスストア等の事業者と連携した水際対策を犯罪情勢に応じて適宜実施し、犯人と話さない対策の促進。	愛知県警察本部	生活安全総務課	
取組7 被害防止に向けた事業者や事業者団体による自主的な取組の支援									
48	7	自主来庁事業者に対する情報提供	自らの取引行為に関して、法令上の問題点を把握し改善を行うことを目的として来庁した事業者に対し、相談情報を提供し、法令遵守について指導を行います。 さらに、来庁した信用供与事業者、コンサルタント業務受託事業者に対しても、加盟店等の相談情報を提供し、指導、監督を依頼します。	自主来庁事業者に対する情報提供	情報提供:96件	自主来庁事業者に対する情報提供	県民文化局	県民生活課	
49	7	景品表示法の趣旨、内容の周知	事業者から寄せられる表示についての相談に対し、景品表示法の趣旨、内容、留意点などを丁寧に説明し、適切な表示が行われるよう助言します。 さらに、景品表示法や国の作成するガイドライン、Q＆A等について周知を図るとともに、勉強会の開催を希望する事業者、事業者団体に対しては、資料の提供や講師の派遣を行います。	①店舗等訪問件数 ②事業者への助言	①県農林水産事務所等との合同調査・啓発:25件 景品表示法単独調査・啓発:26件 ②事業者への助言:54件	①店舗等訪問件数 ②事業者への助言	県民文化局	県民生活課	
50	7	「消費者志向経営」の周知・啓発	事業者が、消費者全体の視点に立ち、健全な市場の担い手として、消費者の信頼を獲得するとともに、持続可能で望ましい社会の構築に向けて、社会的責任を自覚して事業活動を行うこと、すなわち「消費者志向経営」について、セミナーの開催等を通じて、周知・啓発を行います。	セミナーの開催等	消費者志向経営の周知・啓発を目的とした「優良事業者育成セミナー」の開催 ・開催日:令和8年1月28日	セミナーの開催等	県民文化局	県民生活課	

あいち消費者安心プラン2029 実施事業一覧

目標2 主体性のある消費者の育成～消費者の自立支援と持続可能な社会の実現を目指して～

番号	取組	施策名	施策内容	2025年度実施計画	2025年度実績	2026年度実施計画	担 当		
							局	課室	
	取組1 ライフステージに応じた消費者教育の推進								
	(1) 学校教育における消費者教育の推進								
51	1	(1)	学習指導要領に基づく消費者教育の推進	学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階や特性に応じた消費者教育を、小・中・高等学校等の各教科等において推進し、自立した消費者の育成に取り組みます。 また、環境教育、食育、国際理解教育、金融経済教育、情報教育その他の消費生活に関する教育と連携して、消費者教育を推進します。	高等学校では、公民科の「公共」「政治・経済」、家庭科の「家庭基礎」「家庭総合」において消費者教育が位置づけられており、それぞれの教科の視点から消費者教育を実施する	・公民科の「公共」「政治・経済」において各校で消費者教育を実施 ・家庭科の「家庭基礎」「家庭総合」において各校で消費者教育を実施	高等学校では、公民科の「公共」「政治・経済」、家庭科の「家庭基礎」「家庭総合」において消費者教育が位置づけられており、それぞれの教科の視点から消費者教育を実施する	教育委員会	高等学校教育課
					文部科学省が主催する各教科等指導主事連絡協議会に出席し、その内容を市町村及び学校に周知する	文部科学省が主催する各教科等指導主事連絡協議会に出席し、その内容を学校に周知し、消費者教育の一層の推進を図った。	文部科学省が主催する各教科等指導主事連絡協議会に出席し、その内容を市町村及び学校に周知する	教育委員会	義務教育課
52	1	(1)	「消費者教育研究校」の指定	「消費者教育研究校（高等学校・特別支援学校）」を指定し、より効果的かつ実践的な消費者教育の導入への支援を行うとともに、教員向け消費者教育情報提供紙「あいち消費者教育リポート」や「消費者教育勉強会」において研究校の実践例を紹介することで、他の学校での活用を促進します。	県立高等学校3校及び県立特別支援学校1校を指定し、効果的かつ実践的な消費者教育の支援を実施	県立瀬戸北総合高等学校、県立五条高等学校、県立豊橋商業高等学校、県立豊田高等特別支援学校の4校を指定し、効果的かつ実践的な消費者教育を支援	県立高等学校3校及び県立特別支援学校1校を指定し、効果的かつ実践的な消費者教育の支援を実施	県民文化局	県民生活課
53	1	(1)	「消費者教育コーディネーター」の配置による消費者教育推進体制の構築	地域や学校、消費者団体、事業者、事業者団体等、消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぎ、多様な主体が連携・協働した体制づくりが進むよう、「消費者教育コーディネーター」を活用し、消費者教育の機会提供を拡充します。 また、市町村に対しては、地域の実情に応じたコーディネーターの設置が図られるよう情報提供等の支援を行います。	消費者教育コーディネーターの配置・活用 市町村に対する情報提供等の支援を実施	消費者教育コーディネーター1名を配置し、教育現場と外部講師との調整等を実施 実践的授業に45回派遣 消費者教育リポート等による市町村への情報提供を実施	消費者教育コーディネーターの配置・活用 市町村に対する情報提供等の支援を実施	県民文化局	県民生活課
54	1	(1)	高等学校・特別支援学校における消費者教育の推進	2022年4月に成年年齢が引き下げられたことを踏まえ、特に若年者の消費者教育の推進を図ることが重要な課題であることから、消費者教育教材等を活用した実践的な授業が、県内の高等学校、特別支援学校において広く実施されるよう支援します。 また、実施に当たっては、より効果的で実践的な授業が行われるよう、「消費者教育コーディネーター」を活用し、外部講師の紹介・調整や授業案の作成支援を行います。	県内高等学校及び特別支援学校における教材等を活用した実践的授業の実施	教材等を活用した実践的授業の実施 ①県立高等学校 95.2% ②県立特別支援学校 93.3% ③私立高等学校等 86.0%	県内高等学校及び特別支援学校における教材等を活用した実践的授業の実施	県民文化局	県民生活課
					・教科書以外にも、消費者教育教材や外部講師も活用しながら、より効果的で実践的な授業を実施する ・「消費者教育コーディネーター」を活用して、学校の希望に応じた支援を行う	・教科書以外にも、消費者教育教材や外部講師の派遣事業を活用しながら、実践的な消費者教育を実施 ・「消費者教育コーディネーター」を活用して、学校の希望に応じた支援を実施	・教科書以外にも、消費者教育教材や外部講師も活用しながら、より効果的で実践的な授業を実施する ・「消費者教育コーディネーター」を活用して、学校の希望に応じた支援を行う	教育委員会	高等学校教育課
					同上	・教科書以外にも、消費者教育教材や外部講師も活用しながら、より効果的で実践的な授業を実施 ・「消費者教育コーディネーター」を活用して、学校の希望に応じた支援を実施	・教科書以外にも、消費者教育教材や外部講師も活用しながら、より効果的で実践的な授業を実施する ・「消費者教育コーディネーター」を活用して、学校の希望に応じた支援を行う	教育委員会	特別支援教育課
55	1	(1)	小・中学校における消費者教育の支援	消費生活情報サイト「あいち暮らしWEB」で消費者教育を学ぶためのコンテンツ等を提供するとともに、小・中学生向け消費者教育教材を活用し、消費者教育の専門家の派遣等を通じて、小・中学校における消費者教育を支援します。	県内全ての国公私立小・中・特別支援学校へ、県が作成した消費者教育教材を配布 教材を活用した実践的授業の実施	小・中学生向け消費者教育教材「かしこい消費者のススメ」を県内全ての国公私立小・中・特別支援学校（小学校5年生・中学校2年生）へ配布 教材を活用した実践的授業を50回実施	県内全ての国公私立小・中・特別支援学校へ、県が作成した消費者教育教材を配布 教材を活用した実践的授業の実施	県民文化局	県民生活課
56	1	(1)	障害者に対する消費者教育の支援	障害の特性に応じた適切で伝わりやすい教材の工夫や講座の指導方法を、「消費者教育研究校」や消費者教育に係る「専門分野チーム」等において調査研究を進め、それらを蓄積し、より効果的な手法等を学校関係者等に提供することにより、障害者に対する消費者教育を支援します。	県立特別支援学校を「消費者教育研究校」に指定し、効果的な消費者教育教材・指導方法の調査・研究を実施	県立豊田高等特別支援学校を「消費者教育研究校」に指定し、効果的な消費者教育教材・指導方法の調査・研究を実施	県立特別支援学校を「消費者教育研究校」に指定し、効果的な消費者教育教材・指導方法の調査・研究を実施	県民文化局	県民生活課
57	1	(1)	大学等における消費者教育の支援	大学等の新入生ガイダンスでの消費者教育の出前講座の活用を働きかけるなど、消費者教育の専門家の派遣を通じて、大学や専門学校における消費者教育を促進し、支援します。	大学等における出前講座の実施	消費生活相談員を大学に2回派遣 講座の満足率：100%	大学等における出前講座の実施	県民文化局	県民生活課
58	1	(1)	「若年消費者教育研究会」の開催	公立学校長、私立学校長、学識経験者、行政関係者を構成員とする「若年消費者教育研究会」を開催し、学校における消費者教育を支援していくための方策を連携して検討し、効果的な消費者教育の推進を図ります。	「若年消費者教育研究会」の開催	「若年消費者教育研究会」の開催 開催日：2025年7月14日（月）	「若年消費者教育研究会」の開催	県民文化局	県民生活課

あいち消費者安心プラン2029 実施事業一覧

目標2 主体性のある消費者の育成～消費者の自立支援と持続可能な社会の実現を目指して～

番号	取組	施策名	施策内容	2025年度実施計画	2025年度実績	2026年度実施計画	担 当		
							局	課室	
(2) 地域社会における消費者教育の推進									
59	1	(2)	大学等と連携した地域における消費者教育の推進	大学等が行う地域貢献活動等と連携・協働し、地域住民向けの消費者教育講座の開催等により、地域における消費者教育を推進します。	大学等と連携した地域における消費者教育の推進	消費生活相談員を大学に2回派遣 講座の満足率：100%	大学等と連携した地域における消費者教育の推進	県民文化局	県民生活課
60	1	(2)	保護者に対する消費者教育や情報提供の充実	保育所や幼稚園、学校等と連携して、保護者向けの出前講座を実施するとともに、子どもを消費者事故等から守るための情報提供を行います。	保護者に対する出前講座と消費者事故等に関する情報提供の実施	PTA連合会（小中学校及び高等学校）が発行する新聞への記事掲載（2回）	保護者に対する出前講座と消費者事故等に関する情報提供の実施	県民文化局	県民生活課
61	1	(2)	地域、家庭、職域等における消費者教育の支援	社会教育施設、事業者の行う社員研修などへの消費者教育の専門家の派遣、消費生活情報紙の作成・配布、消費生活情報サイト「あいち暮らしWEB」による消費生活情報の発信などにより、地域、家庭、職場等における消費者教育の推進を図ります。	社会教育施設等における出前講座の実施	消費生活相談員を社会教育施設等に4回派遣	社会教育施設等における出前講座の実施	県民文化局	県民生活課
62	1	(2)	「消費者教育研究校」の指定（再掲）	「消費者教育研究校（高等学校・特別支援学校）」を指定し、より効果的かつ実践的な消費者教育の導入への支援を行うとともに、教員向け消費者教育情報提供紙「あいち消費者教育リポート」や「消費者教育勉強会」において研究校の実践例を紹介することで、他の学校での活用を促進します。	県立高等学校3校及び県立特別支援学校1校を指定し、効果的かつ実践的な消費者教育の支援を実施	県立瀬戸北総合高等学校、県立五条高等学校、県立豊橋商業高等学校、県立豊田高等特別支援学校の4校を指定し、効果的かつ実践的な消費者教育を支援	県立高等学校3校及び県立特別支援学校1校を指定し、効果的かつ実践的な消費者教育の支援を実施	県民文化局	県民生活課
63	1	(2)	「消費者教育コーディネーター」の配置による消費者教育推進体制の構築（再掲）	地域や学校、消費者団体、事業者、事業者団体等、消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぎ、多様な主体が連携・協働した体制づくりが進むよう、「消費者教育コーディネーター」を活用し、消費者教育の機会提供を拡充します。 また、市町村に対しては、地域の実情に応じたコーディネーターの設置が図られるよう情報提供等の支援を行います。	消費者教育コーディネーターの配置・活用 市町村に対する情報提供等の支援を実施	消費者教育コーディネーター1名を配置し、教育現場と外部講師との調整等を実施 実践的授業に45回派遣 消費者教育リポート等による市町村への情報提供を実施	消費者教育コーディネーターの配置・活用 市町村に対する情報提供等の支援を実施	県民文化局	県民生活課
取組2 デジタル化に対応した消費者教育の推進									
64	2	高等学校・特別支援学校における消費者教育の推進（再掲）	2022年4月に成年年齢が引き下げられたことを踏まえ、特に若年者の消費者教育の推進を図ることが重要な課題であることから、消費者教育教材等を活用した実践的な授業が、県内の高等学校、特別支援学校において広く実施されるよう支援します。 また、実施に当たっては、より効果的で実践的な授業が行われるよう、「消費者教育コーディネーター」を活用し、外部講師の紹介・調整や授業案の作成支援を行います。	県内高等学校及び特別支援学校における教材等を活用した実践的授業の実施	教材等を活用した実践的授業の実施 ①県立高等学校 95.2% ②県立特別支援学校 93.3% ③私立高等学校等 86.0%	・教科書以外にも、消費者教育教材や外部講師も活用しながら、より効果的で実践的な授業を実施する ・「消費者教育コーディネーター」を活用して、学校の希望に応じた支援を行う	県民文化局	県民生活課	
				・教科書以外にも、消費者教育教材や外部講師も活用しながら、より効果的で実践的な授業を実施する ・「消費者教育コーディネーター」を活用して、学校の希望に応じた支援を行う	・教科書以外にも、消費者教育教材や外部講師も活用しながら、より効果的で実践的な授業を実施 ・「消費者教育コーディネーター」を活用して、学校の希望に応じた支援を実施	・教科書以外にも、消費者教育教材や外部講師も活用しながら、より効果的で実践的な授業を実施する ・「消費者教育コーディネーター」を活用して、学校の希望に応じた支援を行う	教育委員会	高等学校教育課	
				同上	・教科書以外にも、消費者教育教材や外部講師も活用しながら、より効果的で実践的な授業を実施 ・「消費者教育コーディネーター」を活用して、学校の希望に応じた支援を実施	・教科書以外にも、消費者教育教材や外部講師も活用しながら、より効果的で実践的な授業を実施する ・「消費者教育コーディネーター」を活用して、学校の希望に応じた支援を行う	教育委員会	特別支援教育課	
65	2	小・中学校における消費者教育の支援（再掲）	消費生活情報サイト「あいち暮らしWEB」で消費者教育を学ぶためのコンテンツ等を提供するとともに、小・中学生向け消費者教育教材を活用し、消費者教育の専門家の派遣等を通じて、小・中学校における消費者教育を支援します。	県内全ての国公立小・中・特別支援学校へ、県が作成した消費者教育教材を配布 教材を活用した実践的授業の実施	小・中学生向け消費者教育教材「かしこい消費者のススメ」を県内全ての国公立小・中・特別支援学校（小学校5年生・中学校2年生）へ配布 教材を活用した実践的授業を50回実施	県内全ての国公立小・中・特別支援学校へ、県が作成した消費者教育教材を配布 教材を活用した実践的授業の実施	県民文化局	県民生活課	
66	2	大学等における消費者教育の支援（再掲）	大学等の新入生ガイダンスでの消費者教育の出前講座の活用を働きかけるなど、消費者教育の専門家の派遣を通じて、大学や専門学校における消費者教育を促進し、支援します。	大学等における出前講座の実施	消費生活相談員を大学に2回派遣	大学等における出前講座の実施	県民文化局	県民生活課	
67	2	地域、家庭、職域等における消費者教育の支援（再掲）	社会教育施設、事業者の行う社員研修などへの消費者教育の専門家の派遣、消費生活情報紙の作成・配布、消費生活情報サイト「あいち暮らしWEB」による消費生活情報の発信などにより、地域、家庭、職場等における消費者教育の推進を図ります。	社会教育施設等における出前講座の実施	消費生活相談員を社会教育施設等に4回派遣	社会教育施設等における出前講座の実施	県民文化局	県民生活課	
取組3 消費者教育の人材（担い手）の育成・支援									
(1) 教職員の指導力向上									
68	3	(1)	教職員向け研修の実施	消費者教育に関わる教職員向けに、「消費者教育勉強会」や教員研修の機会を活用して、実践的な教育プログラムの開発に係る調査研究の成果を共有することで、教職員の消費者教育の指導力向上を図ります。	「消費者教育勉強会」の開催	「消費者教育勉強会」の開催 開催日時：2025年8月21日（木） 参加人数：51人	「消費者教育勉強会」の開催	県民文化局	県民生活課

あいち消費者安心プラン2029 実施事業一覧

目標2 主体性のある消費者の育成～消費者の自立支援と持続可能な社会の実現を目指して～

番号	取組		施策名	施策内容	2025年度実施計画	2025年度実績	2026年度実施計画	担 当	
								局	課室
69	3	(1)	教員向け消費者教育情報提供紙の作成	「消費者教育研究校」の教員、県教育委員会職員等で構成する「教員情報提供紙ワーキンググループ」の協力を得ながら、研究校における実践授業の取組内容や効果的な指導方法・教材等の紹介、未成年に多い消費者被害の情報など、学校における消費者教育の実践に役立つ情報を掲載した教員向け消費者教育情報提供紙「あいち消費者教育リポート」を発行します。	「あいち消費者教育リポート」の発行	「あいち消費者教育リポート」の発行 発行日：2025年12月19日（金） 発行部数：4,000部	「あいち消費者教育リポート」の発行	県民文化局	県民生活課
(2) 地域人材の育成									
70	3	(2)	消費生活相談員の消費者教育の担い手としての育成	消費生活センター等で日々相談を受けている消費生活相談員が、その知識と経験を活かし、学校や地域等で出前講座・出前授業や啓発活動を行うことは効果的であるため、消費生活相談員を消費者教育の担い手として養成するために必要な研修の実施や、研修への参加支援を行います。また、消費者教育に係る「専門分野チーム」において、消費者教育の効果的手法や教材の作成等の調査・研究を行います。	専門分野チーム研究会（消費者教育分野）の実施	専門分野チーム研究会（消費者教育分野）を3回実施	専門分野チーム研究会（消費者教育分野）の実施	県民文化局	県民生活課
71	3	(2)	消費生活モニターの消費者市民社会の担い手としての育成	消費生活モニターが、モニターとして学んだ知識や経験を活かし、消費者市民社会の担い手として公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画することができる人材となるよう、消費生活に関する最新の情報を学習する機会を提供します。	・モニター研修会の開催 ・モニター通信による情報提供	①研修会の開催1回 ②モニター通信による情報提供3回（7月、10月、1月）	①研修会の開催1回 ②モニター通信による情報提供3回	県民文化局	県民生活課
72	3	(2)	消費者団体への活動支援	地域において、消費者問題の専門家として、消費生活向上のための取組を行っている消費者団体が、これまで培ってきた知識、経験、人的ネットワークを活かして県民に対する啓発を行うことや、消費生活の実態に則し、消費者の埋もれがちな声を集約し、具体的な意見にまとめて発表することへの支援として、市町村と連携しながら、各種情報や学習機会の場を提供します。	消費者団体への各種情報や学習機会の提供	消費生活情報紙「あいち暮らしっく」による情報提供の実施 6回	消費者団体への各種情報や学習機会の提供	県民文化局	県民生活課
73	3	(2)	消費者教育コーディネーターの育成・支援	消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐためには、間に立って調整するコーディネーターの役割は大きく、また、コーディネーターは消費者教育の推進に重要な役割を果たすことから、県消費生活総合センターが拠点となって、多様な主体が連携・協働した体制づくりがより進むよう、「消費者教育コーディネーター」を育成・支援します。	消費者教育コーディネーターの養成に係る研修機会等の提供	消費者教育コーディネーターが専門分野チーム研究会（消費者教育分野）に参加	消費者教育コーディネーターの養成に係る研修機会等の提供	県民文化局	県民生活課
取組4 多様な主体との連携									
74	4		消費者教育に関する取組の「見える化」の推進	幼児期から高齢期までのライフステージに応じた体系的な消費者教育について、消費者や消費者教育に携わる関係者が取り組むべき消費者教育の内容や目標が理解できるよう、消費者庁が作成した「消費者教育の体系イメージマップ」等を活用し、対象領域・年代別に整理し、「見える化」を進めることにより、多様な主体の連携・協働を促進し、取組の効果的な展開を図ります。	あいち暮らしWEB等による消費者教育情報の提供	あいち暮らしWEB等により消費者教育情報を提供	あいち暮らしWEB等による消費者教育情報の提供	県民文化局	県民生活課
75	4		消費者団体、事業者、事業者団体、NPO等との連携支援	地域における多様な主体が連携し、効果的に消費者教育を展開できるよう、学校・地域・職域等、様々な分野で消費者教育を実施する団体を消費者教育担い手団体として登録するなど、消費生活情報サイト「あいち暮らしWEB」等に活動内容を掲載することにより、情報の共有を図ります。	「消費者教育担い手リスト」への登録促進	「消費者教育担い手リスト」へ10件登録 累計107件	「消費者教育担い手リスト」への登録促進	県民文化局	県民生活課
76	4		消費者団体への活動支援（再掲）	地域において、消費者問題の専門家として、消費生活向上のための取組を行っている消費者団体が、これまで培ってきた知識、経験、人的ネットワークを活かして県民に対する啓発を行うことや、消費生活の実態に則し、消費者の埋もれがちな声を集約し、具体的な意見にまとめて発表することへの支援として、市町村と連携しながら、各種情報や学習機会の場を提供します。	消費者団体への各種情報や学習機会の提供	消費生活情報紙「あいち暮らしっく」による情報提供を実施 6回	消費者団体への各種情報や学習機会の提供	県民文化局	県民生活課

あいち消費者安心プラン2029 実施事業一覧

目標2 主体性のある消費者の育成～消費者の自立支援と持続可能な社会の実現を目指して～

番号	取組	施策名	施策内容	2025年度実施計画	2025年度実績	2026年度実施計画	担 当	
							局	課室
77	4	消費者団体等との協働推進	県が実施する消費者教育等の事業を、地域に根ざした消費生活に係る様々な取組を展開している消費者団体と協働して実施することで、県民ニーズに的確に対応した施策の展開を図り、より効果的に県民の消費者意識の醸成を図ります。	消費者団体等と連携した消費者教育等の啓発事業の実施	愛知県生活協同組合連合会等を通じて、各組合員へ「あいちクリオ通信」及び消費生活情報紙「あいち暮らしっく」に掲載された消費者トラブルや消費者教育の情報を提供	消費者団体等と連携した消費者教育等の啓発事業の実施	県民文化局	県民生活課
78	4	「愛知県消費者教育推進地域協議会」の開催	「愛知県消費生活審議会」を「愛知県消費者教育推進地域協議会」として位置付け、消費者教育を体系的、効果的に推進するための情報交換及び調整を行うとともに、消費者教育推進計画に位置付けられた施策の実施状況の検証・評価、計画の見直しについての意見を聴取します。	愛知県消費者教育推進地域協議会（愛知県消費生活審議会）の開催	愛知県消費者教育推進地域協議会（愛知県消費生活審議会）を1回開催（7月28日）	愛知県消費者教育推進地域協議会（愛知県消費生活審議会）の開催	県民文化局	県民生活課
79	4	市町村の「消費者教育推進地域協議会」の設置促進	市町村の「消費者教育推進地域協議会」の設置を市町村向けの会議を通じて働きかけるとともに、必要な助言や情報提供を行うことにより、市町村における協議会設置の取組を支援します。	「愛知県消費者行政連絡協議会」における情報提供 等	愛知県消費者行政連絡協議会を通じて市町村に設置の働きかけを実施	「愛知県消費者行政連絡協議会」における情報提供 等	県民文化局	県民生活課
80	4	「愛知県金融広報委員会」と連携した金融経済教育の推進	地域や学校における金融経済教育を推進するため、「愛知県金融広報委員会」と連携し、講演会の開催や講師派遣（出張授業）の周知を行います。	講演会の開催や講師派遣（出張授業）の周知	金融経済講演会の開催開催 開催日：2025年12月6日（土） 参加人数：467人 J-FLECの講師派遣を周知	講演会の開催や講師派遣（出張授業）の周知	県民文化局	県民生活課
取組5 消費者被害防止のための啓発と情報発信								
81	5	消費者トラブル情報や消費生活情報の配信	県及び市町村の消費生活相談窓口寄せられる消費生活相談の傾向を分析した消費者トラブル情報「あいちクリオ通信」及び消費者被害に対する注意喚起等の消費生活情報を掲載した消費生活情報「あいち暮らしっく」を通じて、広く県民への情報提供を行います。	「あいちクリオ通信」の配信 「あいち暮らしっく」の配信	「あいちクリオ通信」の配信（月1回） 「あいち暮らしっく」の配信（年6回）	「あいちクリオ通信」の配信 「あいち暮らしっく」の配信	県民文化局	県民生活課
82	5	ウェブサイト、SNS等を活用した効果的な情報発信	消費生活情報サイト「あいち暮らしWEB」により、様々な消費生活情報を総合的に提供するとともに、X（旧Twitter）等のSNSを活用し、緊急性の高い情報をタイムリーに提供するなど、効果的な情報発信を図ります。	「あいち暮らしWeb」・「エシカル消費ポータルサイト」へのアクセス件数 450,000件	「あいち暮らしWeb」・「エシカル消費ポータルサイト」へのアクセス件数 251,347件	「あいち暮らしWeb」・「エシカル消費ポータルサイト」へのアクセス件数 450,000件	県民文化局	県民生活課
83	5	県内の消費生活相談情報の一元的集約・分析及び情報提供（再掲）	県消費生活総合センターや市町村の消費生活センター等に寄せられた相談情報について、市町村分を含め県で一元的に集約し、内容を分析することにより、消費者トラブル情報「あいちクリオ通信」や消費生活情報サイト「あいち暮らしWEB」等を通じて、県民へタイムリーで効果的な注意喚起を行い、消費者被害のさらなる未然防止・拡大防止を図ります。また、相談状況を的確に把握し、事業者指導の着実な実施につなげます。	市町村に寄せられた相談情報も含め、県が一元的に集約・分析し、消費者トラブル情報「あいちクリオ通信」や消費生活情報サイト「あいち暮らしWEB」により情報提供	市町村に寄せられた相談情報も含め、県が一元的に集約・分析し、消費者トラブル情報「あいちクリオ通信」や消費生活情報サイト「あいち暮らしWEB」により情報提供 月1回	市町村に寄せられた相談情報も含め、県が一元的に集約・分析し、消費者トラブル情報「あいちクリオ通信」や消費生活情報サイト「あいち暮らしWEB」により情報提供	県民文化局	県民生活課
84	5	若者向け・高齢者向け消費者被害防止啓発事業の実施	若者や高齢者に多い消費者被害等について、消費生活情報「あいち暮らしっく」や消費生活情報サイト「あいち暮らしWEB」により注意喚起するとともに、若者や高齢者を対象とした出前講座等を実施します。	若者向け・高齢者向け出前講座の実施 「あいち暮らしWEB」等による情報提供	若者向け・高齢者向け出前講座を実施（64回） 「あいち暮らしっく」、「あいち暮らしWEB」等による情報提供（各2回）	若者向け・高齢者向け出前講座の実施 「あいち暮らしWEB」等による情報提供	県民文化局	県民生活課
85	5	障害者に対する消費者教育の支援（再掲）	障害の特性に応じた適切で伝わりやすい教材の工夫や講座の指導方法を、「消費者教育研究校」や消費者教育に係る「専門分野チーム」等において調査研究を進め、それらを蓄積し、より効果的な手法等を学校関係者等に提供することにより、障害者に対する消費者教育を支援します。	県立特別支援学校を「消費者教育研究校」に指定し、効果的な消費者教育教材・指導方法の調査・研究を実施	県立豊田高等特別支援学校を「消費者教育研究校」に指定し、効果的な消費者教育教材・指導方法の調査・研究を実施	県立特別支援学校を「消費者教育研究校」に指定し、効果的な消費者教育教材・指導方法の調査・研究を実施	県民文化局	県民生活課
86	5	食の安全に関する知識の普及	県民の食の安全に対する不安を解消するため、フェイスブック「愛知県食の安全・安心情報サービス」を充実させるとともに、「食の総合相談窓口」専用ダイヤルにより相談に対応します。また、食の安全・安心に関する知識を習得するための講習会等を実施します。	・フェイスブック「愛知県食の安全・安心情報サービス」を随時投稿する ・「食の総合相談窓口」専用ダイヤルによる相談対応 ・県民の求めに応じて、食の安全・安心に関する知識を習得するための講習会等を実施	・フェイスブック「愛知県食の安全・安心情報サービス」を14件投稿した。 ・「食の総合相談窓口」専用ダイヤルにて113件相談を受け付けた。 ・県民の求めに応じて、食品衛生講習会を実施した。	・フェイスブック「愛知県食の安全・安心情報サービス」を随時投稿する ・「食の総合相談窓口」専用ダイヤルによる相談対応 ・県民の求めに応じて、食の安全・安心に関する知識を習得するための講習会等を実施	保健医療局	生活衛生課

あいち消費者安心プラン2029 実施事業一覧

目標2 主体性のある消費者の育成～消費者の自立支援と持続可能な社会の実現を目指して～

番号	取組	施策名	施策内容	2025年度実施計画	2025年度実績	2026年度実施計画	担 当	
							局	課室
87	5	医薬品の適正使用に関する周知・啓発	医薬品の適正使用に関する講習会のほか、医薬安全課のウェブサイトにて、一般用医薬品の販売制度、一般用医薬品の販売サイト一覧及び医薬品の適正使用について掲載し、消費者への啓発を図ります。また、「薬と健康の週間」において、愛知県薬剤師会等と連携し、啓発資材の配布等による消費者への啓発を図ります。なお、医薬安全課や保健所の相談窓口において、消費者からの医薬品に関する相談に対応します。	保健所及び医薬安全課で講習会等を行う他、薬剤師会が行う講演会等の薬事教育普及事業に対し補助を行う	医薬安全課で3回講習会を実施するとともに、薬剤師会が行う講演会等の薬事教育普及事業に対し補助を行った。	保健所及び医薬安全課で講習会等を行う他、薬剤師会が行う講演会等の薬事教育普及事業に対し補助を行う	保健医療局	医薬安全課
88	5	「介護サービス情報の公表」制度の普及・啓発	介護保険制度は、利用者自らが事業所を選択・決定する仕組みであることから、毎年度、事業所から報告された情報をウェブサイト「愛知県介護サービス情報公表システム」において提供します。 また、未報告の事業所に対し、FAX・郵送等により督促を定期的に行うとともに、県内の保険者へ情報提供し、督促等をするよう依頼することで、公表率の維持を目指します。	公表率100%	公表率87.8%	公表率100%	福祉局	高齢福祉課
89	5	宅地・建物の取引に関する知識の普及	消費者が宅地建物の取引を行う際に注意すべき点を説明した冊子「不動産売買の手引」及び「住宅賃貸借（借家）契約の手引」を配布し、取引の知識について普及・啓発を図ります。	宅地・建物の取引に関する知識の啓発のため、消費者向け不動産売買の手引及び住宅賃貸借（借家）契約の手引を、市町村消費者行政担当課のほか、県民相談・情報センター等において各々1350部ずつ配布	宅地・建物の取引に関する知識の啓発のため、消費者向け不動産売買の手引及び住宅賃貸借（借家）契約の手引を、市町村消費者行政担当課のほか、県民相談・情報センター等において各々1100部ずつ配布した。	宅地・建物の取引に関する知識の啓発のため、消費者向け不動産売買の手引及び住宅賃貸借（借家）契約の手引を、市町村消費者行政担当課のほか、県民相談・情報センター等において各々1100部ずつ配布した。	都市・交通局	都市総務課 建設業・不動産業室
90	5	特殊詐欺被害防止に向けた啓発の推進	特殊詐欺被害防止セミナーの開催等、多発する特殊詐欺の被害防止に向けた啓発を推進します。	・特殊詐欺被害防止セミナーの開催 ・大学生防犯ボランティアと連携した啓発活動の実施	・詐欺被害防止セミナーの開催 開催日：11月27日(木) 参加人数：66人 参加者向けアンケート結果 セミナーに対する満足97%：大変満足41人・満足8人 ・顧客を個別訪問する事業者等と連携した高齢者等への啓発 ・大学生防犯ボランティアと連携した啓発活動 開催日：8月4日(月) 参加人数：60人(内大学生8人)	・特殊詐欺被害防止セミナーの開催 ・大学生防犯ボランティアと連携した啓発活動の実施	防災安全局	県民安全課
取組6 消費生活における情報の収集と消費者意見の反映								
(1) 消費生活における情報の収集及び消費者施策への反映								
91	6	(1) 消費生活モニターの活用	消費生活モニターに対し、消費生活に関する情報提供を依頼すると共にアンケートを実施し、幅広く意見・要望等を収集し、今後の施策を進める上での参考とします。	消費生活モニターへのアンケートを実施	消費生活モニターへのアンケートを1回実施(実施期間7月24日～8月22日(郵送)、10月1日結果公表)	消費生活モニターへのアンケートを実施	県民文化局	県民生活課
92	6	(1) 「愛知県消費生活審議会」による消費者意見の反映	消費者施策に関する重要な事項の調査審議を行う「愛知県消費生活審議会」を開催し、県民の県政への参画を求め、消費者意見の施策への反映に努めます。	愛知県消費生活審議会の開催	消費生活審議会を1回開催（7月28日）	愛知県消費生活審議会の開催	県民文化局	県民生活課
93	6	(1) 消費者意見の消費者施策への反映	消費生活相談窓口寄せられた相談・苦情等を県民からの貴重な意見として、国の消費生活相談の情報収集システムに登録・蓄積することにより、消費生活に関する県民の意見を広く消費者施策への反映につなげます。	消費生活相談情報の施策への活用・反映	消費生活相談窓口寄せられた相談・苦情等を情報収集システムに登録・蓄積 消費生活相談内容を記載した「あいちクリオ通信」を毎月配信	消費生活相談情報の施策への活用・反映	県民文化局	県民生活課
94	6	(1) 消費者行政関係局等における施策等への反映	消費者からの意見を関係する行政機関、事業者団体等へ提供し、施策及び事業活動への反映を検討するよう働きかけます。	消費生活モニター情報を関係機関に回付	①消費生活モニター情報を関係機関に速やかに情報提供(88件)	消費生活モニター情報を関係機関に回付	県民文化局	県民生活課
(2) 事業活動等への反映に向けた支援								
95	6	(2) カスタマーハラスメントの防止に向けた啓発の実施	「消費者が意見を伝える際のポイント」の周知等を通じて、消費者によるカスタマーハラスメントの防止に向けた啓発を行います。	カスタマーハラスメント防止に向けた消費者への啓発	ポスター・チラシ、消費生活情報紙「あいち暮らしっく」及び県Webページによる啓発を実施 作成数：ポスター 700枚 チラシ 10,000枚	カスタマーハラスメント防止に向けた消費者への啓発	県民文化局	県民生活課
96	6	(2) 事業者団体との意見交換会の実施	事業者、事業者団体との情報交換の場を活用し、消費生活相談窓口寄せられた県民からの意見、要望、苦情を提供することで、事業者のより良い取組につなげます。	事業者団体が主催する会議へ参加し、情報交換を実施	事業者団体が主催する会議へ3回参加し、情報交換を実施	事業者団体が主催する会議へ参加し、情報交換を実施	県民文化局	県民生活課

あいち消費者安心プラン2029 実施事業一覧

目標2 主体性のある消費者の育成～消費者の自立支援と持続可能な社会の実現を目指して～

番号	取組	施策名	施策内容	2025年度実施計画	2025年度実績	2026年度実施計画	担 当			
							局	課室		
	取組7 公正かつ持続可能な社会の実現に向けた支援									
	(1) エシカル消費の普及促進									
	97	7	(1)	エシカル消費普及啓発イベント等の開催	消費者の持続可能な社会の形成に貢献する消費行動を促進するため、「人や社会、地域、環境に配慮した消費行動」である「エシカル消費」について、イベントなどの開催を通じて、広く県民に普及啓発し、取組の促進を図ります。	エシカル消費普及啓発イベントの開催	「あいちエシカルパーク」の開催 開催日：2025年9月21日（日） 参加人数：433人 エシカル消費について理解できた人の割合：84.7%	エシカル消費普及啓発イベントの開催	県民文化局	県民生活課
	98	7	(1)	エシカル消費ポータルサイトの運営	「エシカル消費」について、広く県民に普及啓発し、取組を促進するため、「エシカル消費」に関するポータルサイトを通じて、「エシカル消費」を推進する関係機関・団体の取組を紹介するとともに、「エシカル消費」につながる身近な行動事例等を始め、学習教材、講座・イベント情報など「エシカル消費」を知り、行動する手がかりとなる様々な情報を掲載し、広く県民に発信します。 また、エシカル消費に取り組む事業者等を「エシカル×あいち」メンバーとして募集し、その取組をエシカル消費ポータルサイトで情報発信することで、県民のエシカル消費に対する認知度を高めるとともに、消費者に日々の生活でエシカル消費の実践を促します。	エシカル消費ポータルサイトによる情報提供	エシカル消費ポータルサイトによる情報提供 サイトへのアクセス数 49,871件 （あいち暮らしWEBへのアクセス数 201,476件）	エシカル消費ポータルサイトによる情報提供	県民文化局	県民生活課
	99	7	(1)	「あいち消費者市民講座」等による普及啓発活動の推進	「あいち消費者市民講座」、消費生活情報「あいち暮らしっく」、SNS、消費生活情報サイト「あいち暮らしWEB」等により、「エシカル消費」の普及啓発を図ります。	「あいち消費者市民講座」等による普及啓発	「あいち消費者市民講座」による普及啓発（26回）	「あいち消費者市民講座」等による普及啓発	県民文化局	県民生活課
	100	7	(1)	学校等と連携した地域における普及啓発	学校等が行う地域貢献活動などと連携・協働し、講座等を開催することにより、「エシカル消費」の普及啓発を図ります。	学校等と連携した講座等の開催	県立高等学校が県のエシカル消費普及啓発イベントへ出展	学校等と連携した講座等の開催	県民文化局	県民生活課
	101	7	(1)	グリーン購入の推進	グリーン購入（環境に配慮した消費行動）を推進するため、東海三県一市の広域連携で、行政、団体、事業者等が協働し、消費者に対する啓発キャンペーンを実施することにより、環境配慮型商品の普及を促進し、持続可能な社会の構築を図ります。	・東海三県一市グリーン購入キャンペーンの開催 ・協力店舗のイベントスペース等を利用して、グリーン購入啓発のためのキャンペーンイベントを開催	・東海三県一市グリーン購入キャンペーンの開催 期間：令和8年1月9日から2月8日まで ・協力店舗のイベントスペース等を利用して、啓発イベントを開催 開催日：令和8年1月17日	・東海三県一市グリーン購入キャンペーンの開催 ・協力店舗のイベントスペース等を利用して、グリーン購入啓発のためのキャンペーンイベントを開催	環境局	環境活動推進課
	102	7	(1)	地産地消の推進	「いいともあいち運動」の展開や、SNS・ウェブサイトによる情報発信などにより地産地消の推進を図ります。	・いいともあいちネットワーク会員の登録 ・いいともあいち推進店の登録 ・いいともあいちサポーターの登録 ・シンボルマーク「あいまる」の表示 ・SNSによる情報発信 ・ウェブサイト「いいともあいち情報広場」による情報発信	・ネットワーク会員 1,851名 ・推進店 1,204店舗 ・サポーター（SNSフォロワー数） 837名 ・「あいまる」の表示商品 1,730商品（累計） ・SNSによる情報発信 322記事 ・ウェブサイト情報発信 新着情報掲載3回	・いいともあいちネットワーク会員の登録 ・いいともあいち推進店の登録 ・いいともあいちサポーターの増加 ・シンボルマーク「あいまる」の表示 ・SNSによる情報発信 ・ウェブサイト「いいともあいち情報広場」による情報発信	農業水産局	食育消費流通課
	103	7	(1)	障害者地域生活支援コーディネート事業（企業と事業所等とのマッチング事業）	障害者就労施設における就労作業について、企業・団体から仕事を切り出したり、障害者就労支援施設と企業を繋ぎ、新たな発注や仕事（福祉就労）を生み出すことで、障害者の工賃向上に取り組めます。	企業等からの受注拡大を図るため、官公庁が発注する物品や役務を、障害福祉サービス事業所に振り分ける共同受注窓口コーディネーターを配置し、事業所と企業等をつなぐ取組を行う	企業等からの受注拡大を図るため、官公庁が発注する物品や役務を、障害福祉サービス事業所に振り分ける共同受注窓口コーディネーターを配置し、事業所と企業等をつなぐ取組を行った	企業等からの受注拡大を図るため、官公庁が発注する物品や役務を、障害福祉サービス事業所に振り分ける共同受注窓口コーディネーターを配置し、事業所と企業等をつなぐ取組を行う	福祉局	障害福祉課
	104	7	(1)	障害者の支援につながる製品購入の普及	障害者が製作した製品等を販売する常設の販売スペース設置や行催事の開催を通じて、県民への障害者に対する理解を深めるとともに、県内の障害者就労施設等の製品等の販売が増えるよう啓発を図ることで、障害者の社会参加を促進します。 また、県が行う物品及び役務の調達に関しても、「愛知県障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針」に基づき、県内の障害者就労施設等からの受注の機会の拡大を図ります。	・県が行う障害者就労施設等からの物品及び役務の調達目標達成額を定めた方針を策定する ・県が行う障害者就労施設等からの物品及び役務の調達額を取りまとめて公表する	・県が行う障害者就労施設等からの物品及び役務の調達目標達成額を定めた方針を策定した ・県が行う障害者就労施設等からの物品及び役務の調達額を取りまとめて公表した	・県が行う障害者就労施設等からの物品及び役務の調達目標達成額を定めた方針を策定する ・県が行う障害者就労施設等からの物品及び役務の調達額を取りまとめて公表する	福祉局	障害福祉課
	(2) 消費生活に関連したその他の取組との連携推進									
105	7	(2)	ユネスコスクールの取組の推進	持続可能な開発のための教育（ESD）の推進拠点となるユネスコスクールが地域と協働して行うESD活動を支援します。 また、ESD活動を県内に広げ、各校の活動をより充実したものとするため交流会を実施するなど、ユネスコスクールのネットワークづくりを進め、持続可能な社会づくりを担う人材の育成を図ります。	愛・地球博20周年記念事業及び環境局イベントと連携した交流会を実施	2会場で交流会開 「愛・地球博20祭」 9月20日（土） 参加者人数：約150名 「SDGs子どもユースフェア」 10月3日（金）から10月4日（土） 参加者人数：約350名	「SDGs子どもユースフェア」内でユネスコスクール交流会を実施	教育委員会	あいちの学び推進課	
106	7	(2)	生活排水対策の推進	生活排水対策に関する意識・関心を高め、実践活動につなげるため、毎年10月の「クリーン排水推進月間」の期間や各種イベントを効果的に活用し、啓発パネル、リーフレットやウェブページ等による啓発に努めます。	パンフレットやリーフレットを作成・配布し、生活排水対策の重要性を啓発	パンフレットやリーフレットを作成・配布し、生活排水対策の重要性を啓発	パンフレットやリーフレットを作成・配布し、生活排水対策の重要性を啓発	環境局	水大気環境課 生活環境地盤対策室	

あいち消費者安心プラン2029 実施事業一覧

目標2 主体性のある消費者の育成～消費者の自立支援と持続可能な社会の実現を目指して～

番号	取組		施策名	施策内容	2025年度実施計画	2025年度実績	2026年度実施計画	担 当	
								局	課室
107	7	(2)	地球温暖化防止活動の推進	「あいちCOOL CHOICE」県民運動（県民一人ひとりに、実際にCO2削減行動・省エネ行動に取り組んでいただくため、日常生活のあらゆる場面で地球温暖化対策に資する「賢い選択」を呼びかける県民運動）を推進します。 また、次世代自動車の普及のため、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車に対して自動車税種別割（※）を免除するとともに、事業者等が行う電気自動車等の導入や、充電設備の整備に係る経費の一部を補助します。 （※2026年4月1日から自動車税に名称変更）	・「あいちCOOL CHOICE」県民運動の推進 ・ゼロエミッション自動車の普及加速	・家電製品の省エネルギー性能等の情報を来店者にわかりやすく説明することができる店舗を「あいち省エネ家電サポーター店」として734店舗を登録した（2026年3月現在） また、市町村等のイベントや商業施設に「あいちCOOL CHOICEブース」を出展した（21回） ・市町村等やイベントにおいてEV・PHV・FCVの啓発チラシを配布 ・県や市町村等のイベントで、公用車として導入したMIRAI・bZ4Xを展示した（15回）	・「あいちCOOL CHOICE」県民運動の推進 ・ゼロエミッション自動車の普及加速	環境局	地球温暖化対策課
108	7	(2)	食品ロス削減対策の推進	食品ロスの削減について、食品ロス削減環境学習プログラムを活用した環境学習や学校教育、環境に関するイベント、Webページ等により、広く県民に啓発します。	・「愛知県食品ロス削減サイト」による情報発信 ・食品ロス削減イベントの開催 ・環境学習プログラムを活用した啓発の実施 ・調理レシピコンテストを開催し優秀作品を活用した普及啓発の実施 ・チラシ・ポスターを活用した3010運動の啓発の実施	・「愛知県食品ロス削減サイト」による情報発信 ・食品ロス削減イベントの開催 開催日：10月19日 参加人数：約8,300名 ・環境学習プログラムを活用した環境関連イベントへのブース出展（年3回） ・食品ロス削減レシピコンテストを開催し、優秀作品を活用した普及啓発を実施 応募数：73点 優秀作品のレシピカードを作成し、市町村等へ配布（27,000部） ・3010運動のチラシ・ポスターを作成し、県内のホテル等へ配布（5100部） ・目標値の達成状況 達成 家庭系食品ロス発生量 165千トン（2024年度実績）	・「愛知県食品ロス削減サイト」による情報発信 ・食品ロス削減イベントの開催 ・環境学習プログラムを活用した啓発の実施 ・インフルエンサーを活用した食品ロス削減情報実施事業の実施 ・チラシ・ポスターを活用した3010運動の啓発の実施	環境局	資源循環推進課
109	7	(2)	海洋プラスチックごみ対策の推進	海洋プラスチックごみ対策等に関する普及啓発事業を通じ、ワンウェイプラスチックの使用削減、環境負荷の少ないプラスチック代替製品や生分解性プラスチック製品の率先利用等について、消費者に促します。	・「愛知県海岸漂着物環境学習サイト」による情報発信 ・海岸漂着ごみ組成調査の実施 ・河川マイクロプラスチック調査の実施 ・環境学習プログラムを活用した啓発の実施 ・プラスチックごみの削減の取組を体験する「プラごみ無くし隊」（仮称）を結成し、取組の内容を県民に向けて発信	・「愛知県海岸漂着物環境学習サイト」による情報発信 ・海岸漂着ごみ組成調査の実施（3か所） ・河川マイクロプラスチック調査の実施（3件） ・環境学習プログラムを活用した海洋ごみバスツアーの実施 開催日：9月23日 参加人数：38名 ・プラスチックごみの削減の取組を体験する「プラごみ無くし隊」を結成し、取組の内容を県民に向けて発信（年3回） ・目標値の達成状況 達成	・「愛知県海岸漂着物環境学習サイト」による情報発信 ・海岸漂着ごみ組成調査の実施 ・河川マイクロプラスチック調査の実施 ・環境学習プログラムを活用した啓発の実施 ・プラスチックごみの削減の取組を体験する「プラごみ無くし隊」（仮称）を結成し、取組の内容を県民に向けて発信	環境局	資源循環推進課
110	7	(2)	不法投棄対策・ごみ減量化対策の推進	「空き缶等ごみの散乱の防止に関する条例」に定められている「ごみ散乱防止強調週間」（5月30日～6月5日）において、また10月の「3R推進月間」中において、清掃活動や関係団体と連携した啓発活動を行うなど、地域環境の美化を推進します。 また、消費者団体、事業者団体、女性団体、県内市町村等で構成される「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」に参加し、県民、事業者、行政が一体となり、ごみゼロ社会の形成に向けた啓発等に取り組みます。	・ごみ散乱防止強調週間の実施 ・ごみゼロ社会推進あいち県民会議の運営	・ごみ散乱防止強調週間の実施 「空き缶等ごみの散乱の防止に関する条例」に定められている「ごみ散乱防止強調週間」（5月30日から6月5日まで）において清掃活動および啓発活動を実施。 ・ごみゼロ社会推進あいち県民会議の運営 ごみゼロ社会推進あいち県民会議研修会、ごみゼロ社会推進あいち県民大会、ごみゼロ社会推進表彰会を開催した。 ・目標値の達成状況 2025年度 未集計（例年、翌年度末に集計） （一人一日当たりの家庭ごみ排出量（目標値は480g（2026）） （参考：2024年度実績 463g 2023年度実績 475g）	・ごみ散乱防止強調週間の実施 ・ごみゼロ社会推進あいち県民会議の運営	環境局	資源循環推進課

あいち消費者安心プラン2029 実施事業一覧

目標2 主体性のある消費者の育成～消費者の自立支援と持続可能な社会の実現を目指して～

番号	取組		施策名	施策内容	2025年度実施計画	2025年度実績	2026年度実施計画	担 当	
								局	課室
111	7	(2)	食生活改善推進員指導者の育成	市町村と連携して食生活改善のボランティア活動を行う食生活改善推進員に対する研修会の開催等を通じて地域の指導者を育成し、食育及び健康づくりの推進を図ります。	研修会の開催 年4回開催	研修会の開催 開催日：9月22日、24日、10月1日、3日（全4回） 受講者数：61名	研修会の開催 年4回開催	保健医療局	健康対策課
112	7	(2)	地域における食育の推進	食育の実践を推進するため、県内の食育の取組やイベント情報などについて、ウェブサイト「食育ネットあいち」等を活用して情報を提供します。 また、食生活の改善、農林水産業の体験や食文化の継承などについての知識や経験を持ち、県内各地域で食育推進活動を自主的に行う食育推進ボランティアを始め、関係団体、学校、市町村などと連携して食育を推進します。	・県Webサイト「食育ネットあいち」による情報発信 ・食育推進ボランティア募集 ・食育推進ボランティア研修交流会の開催 ・食育推進ボランティアと連携した食育啓発活動	・県Webサイト「食育ネットあいち」による情報発信 「食育コラム」等随時情報発信 ・食育推進ボランティア募集 募集期間：5/27～6/30 登録者：938名（3月末時点） ・食育推進ボランティア研修交流会の開催 7地域（9月～12月） 参加者累計 220名 ・食育推進ボランティアと連携した食育推進活動支援 あいちの農林水産フェア等 2イベントで活動 来場者累計 3,500名 ・食育推進ボランティアから食育を学んだ人数 9.5万人（目標：12万人/年）	・県Webサイト「食育ネットあいち」による情報発信 ・食育推進ボランティア募集（6月） ・食育推進ボランティア研修交流会の開催（7地域） ・食育推進ボランティアと連携した食育啓発活動	農業水産局	食育消費流通課
113	7	(2)	学校における食育の推進	現代の子供の食に関わる課題に対応し、学校における食育を推進するため、各学校の管理職等を対象とした「学校食育推進者養成講座」、新たに給食主任になった教職員を対象とした「新任小中学校給食主任研修会」、新任の栄養教諭を対象とした「新規採用栄養教諭研修会」を始めとした様々な教職員研修の中で、学校における食育に関する内容を取り扱います。 また、「早寝・早起き・朝ごはん」キャンペーンを実施するほか、「愛知を食べる学校給食の日」の設定〔年3回〕、「わが家の愛であ朝ごはんコンテスト」を開催します。	食育推進者養成講座等、小・中・義務・高・特別支援学校の担当教職員を対象とした以下の食育関係研修を4回実施 【新任給食主任研修会2回（小・中・義務教育学校対象）、学校食育推進者養成講座1回、愛知県学校給食研究大会1回（高校は学校給食のある夜間定時制高校対象）】	食育推進者養成講座等、小・中・義務・高・特別支援学校の担当教職員を対象とした以下の食育関係研修を4回実施 ・新任給食主任研修会2回（5月9日オンライン237名、7月30-31日対面237名） ・学校食育推進者養成講座1回（8月29日462名） ・愛知県学校給食研究大会1回（1月21日610名）	食育推進者養成講座等、小・中・義務・高・特別支援学校の担当教職員を対象とした以下の食育関係研修を4回実施 【新任給食主任研修会2回（小・中・義務教育学校対象）、学校食育推進者養成講座1回、愛知県学校給食研究大会1回（高校は学校給食のある夜間定時制高校対象）】	教育委員会	保健体育課
114	7	(2)	「愛知県金融広報委員会」と連携した金融経済教育の推進（再掲）	地域や学校における金融経済教育を推進するため、「愛知県金融広報委員会」と連携し、講演会の開催や講師派遣（出張授業）の周知を行います。	講演会の開催や講師派遣（出張授業）の周知	金融経済講演会の開催開催 開催日：2025年12月6日（土） 参加人数：467人 J-FLECの講師派遣を周知	講演会の開催や講師派遣（出張授業）の周知	県民文化局	県民生活課
115	7	(2)	インターネット適正利用促進事業	インターネットを介した犯罪やトラブルから青少年を守るため、インターネットの危険性やフィルタリングの必要性を周知するとともに、家庭でのルールづくりを支援する講座を開催します。	講座の開催	「青少年のネット安全・安心講座～みんなのネットモラル塾～」の開催221回	講座の開催	県民文化局	社会活動推進課
116	7	(2)	エコ モビリティ ライフの推進	クルマ（自家用車）への過度な依存に起因する地球温暖化や交通事故などの諸問題の解決を図り、持続可能な社会の実現に資するため、クルマと公共交通、自転車、徒歩などをかきこく使い分けるライフスタイルである「エコ モビリティ ライフ」を県民運動として推進し、普及啓発やエコ通勤・エコ通学への転換促進、パーク＆ライドの普及拡大、公共交通の利用に対する動機付けなどを行います。	・市町村等と連携した実践促進事業の実施 ・「エコモビ実践キャンペーン」の実施 ・「エコモビ実践セミナー」の開催	【市町村等と連携した実践促進事業の実施】 ・第17回名鉄でんしゃまつり 令和7年4月26日(土) 参加人数：3000名 ・とよた産業フェスタ2025 令和7年9月13日(土) 参加人数：137名 ・SDGs AICHI EXPO 2025 令和7年10月4日(土) 参加人数：16名 ・「う・ら・ら」&「エコモビ」達人教室 令和8年1月20日(火) 27日(火) 参加人数：223名 【「エコモビ実践セミナー2025」の開催】 期間：11月19日（月） 参加人数：70名 【「エコモビ実践キャンペーン2025」の開催】 期間：11月20日（木）～12月19日（金） 参加人数：180名	・市町村等と連携した実践促進事業の実施 ・「エコモビ実践キャンペーン」の実施 ・「エコモビ実践セミナー」の開催	都市・交通局	交通対策課

あいち消費者安心プラン2029 実施事業一覧

目標3 消費生活の安全・安心の確保～安心して商品・サービスを選択できる暮らしの実現を目指して～

番号	取組	施策名		施策内容	2025年度実施計画	2025年度実績	2026年度実施計画	担 当	
								局	課室
	取組1 食の安全・安心の確保								
	(1) 食に関する総合的な安全対策の推進								
117	1	(1)	生産から消費までの一貫した安全対策の推進	「あいち食の安全・安心推進アクションプラン」に基づき、生産者、加工者、流通・販売者、消費者と協働して、食品の生産から消費までの一貫した安全対策を推進します。	「あいち食の安全・安心推進アクションプラン」に基づく各アクションの目標達成に向けて施策を推進する	「あいち食の安全・安心推進アクションプラン」に基づく各アクションの目標達成に向けて施策を推進 20アクション中 15アクション…計画どおりに事業が進捗 2アクション…ほぼ計画どおりに事業が進捗 3アクション…計画どおりに事業が進捗しなかった	「あいち食の安全・安心推進アクションプラン」に基づく各アクションの目標達成に向けて施策を推進する	保健医療局	生活衛生課
118	1	(1)	HACCPに沿った衛生管理による食品の安全確保	食品等事業者を対象に、HACCPに沿った衛生管理の助言・指導を行います。	食品等事業者を対象に、HACCPに沿った衛生管理の助言・指導を適宜行う	・食品衛生責任者養成講習会を15回実施した。 ・食品衛生責任者実務講習会を110回実施した。 ・食品等事業者に対して衛生管理の助言及び指導を行った（1981件）。	食品等事業者を対象に、HACCPに沿った衛生管理の助言・指導を適宜行う	保健医療局	生活衛生課
119	1	(1)	GAP手法の導入促進	食の安全・安心を確保するため、農業の生産工程ごとの管理を適切に行うGAP手法の一層の普及と生産工程の改善活動を促進します。	継続的に産地におけるGAP実践を推進し、改善の取組を支援する	継続的に産地におけるGAP実践を推進し、改善の取組を支援した。	継続的に産地におけるGAP実践を推進し、改善の取組を支援する	農業水産局	農業経営課
	(2) 監視・指導、検査体制の充実								
	120	1	(2)	愛知県食品衛生監視指導計画に基づく効率的な監視指導の実施	食品衛生監視員が食品関係施設の監視・指導を行うとともに、県内の食品製造施設及び販売・流通施設から食品等を収去し、添加物、微生物、環境汚染物質、残留農薬その他の必要な検査を実施することにより、県内に流通する食品の安全性を確保します。	監視指導予定回数 59,703回 収去検査実施計画件数 7,552件	監視指導回数 28,648回 収去検査実施件数 4,549件	監視指導予定回数 56,899回 収去検査実施計画件数 7,098件	保健医療局
121	1	(2)	と畜検査及び牛海綿状脳症（BSE）の検査	食肉の安全確保のため、と畜場におけると畜検査及び衛生保持のための監視・指導を行い、生体検査において行動異常又は神経症状を呈する牛については牛海綿状脳症（BSE）検査を実施し、安全な食肉を供給します。	と畜検査及び牛海綿状脳症（BSE）の検査実施率100%	と畜検査及び牛海綿状脳症（BSE）の検査実施率100%	と畜検査及び牛海綿状脳症（BSE）の検査実施率100%	保健医療局	生活衛生課
122	1	(2)	家畜の飼養衛生管理指導及び家畜疾病の監視	畜産物の安全の確保を図るため、生産者に対して家畜の飼養衛生管理指導を行うとともに、生産者段階における死亡牛のBSE検査、高病原性鳥インフルエンザ検査及び豚熱検査等、家畜疾病の継続的な監視を行います。	県内畜産農家への立入検査実施率 100%	県内畜産農家への立入検査実施率100%	県内畜産農家への立入検査実施率100%	農業水産局	畜産課家畜防疫対策室
123	1	(2)	飼料及び飼料添加物等適正使用の指導	畜産物の安全の確保を図るため、飼料製造業者等に対する立入検査等を行うとともに、生産者に対して飼料の適正使用等について指導を行い、飼料の製造段階や使用段階での適正利用について監視指導します。	飼料製造業者に対する立入検査、生産者に対する飼料の適正使用等についての指導 検査率 100%	飼料製造業者に対する立入検査、生産者に対する飼料の適正使用等についての指導 検査率 100%	飼料製造業者に対する立入検査、生産者に対する飼料の適正使用等についての指導 検査率 100%	農業水産局	畜産課
124	1	(2)	養殖衛生管理体制の整備	養殖生産物等の安全性の確保及び伝染性疾病のまん延防止を図るため、養殖業者等に対し、医薬品の適正使用指導及び疾病対策等の養殖衛生管理技術の普及・啓発を行います。	養殖衛生管理指導を実施した経営体数の養殖等経営体総数に占める割合100%	養殖衛生管理指導を実施した経営体数の養殖等経営体総数に占める割合93.5%	養殖衛生管理指導を実施した経営体数の養殖等経営体総数に占める割合100%	農業水産局	水産課
125	1	(2)	貝毒の監視対策	安全な貝類を出荷するため、貝毒プラントン発生時期等を考慮し、公定法による貝毒検査を実施します。貝毒発生時には、漁業者や業界団体に対して、出荷自主規制等を指導します。	貝毒検査回数7回	貝毒検査回数7回	貝毒検査回数7回	農業水産局	水産課
	(3) 食品表示の適正化等								
	126	1	(3)	消費生活モニターによる情報収集	消費生活モニターから随時、不適正な食品表示などの情報を受け付け、必要な情報は関係局へ提供するなど、表示の適正化を推進します。	食品表示に関する情報の他局への提供件数割合 15%	食品表示に関する情報の他局への提供件数割合14.8%(13/88件)	食品表示に関する情報の他局への提供件数割合 15%	県民文化局
127	1	(3)	表示に係る関係機関との協力体制の強化	景品表示法、食品表示法、健康増進法、医薬品医療機器等法などの表示関係法規を所管する国の機関や所管局と連携を図り、情報交換や合同調査を実施して、不適正な表示を行う事業者に対する指導・処分を行います。	表示に係る関係機関との協力	県農林水産事務所等との合同調査・啓発:25件	表示に係る関係機関との協力	県民文化局	県民生活課
					表示に係る関係機関との協力	適正に実施	表示に係る関係機関との協力	保健医療局	健康対策課
					食品表示関係法規を所管する国の機関や所管局と連携を図り、必要に応じて事業者に対する指導等を行う。	食品表示関係法規を所管する国の機関や所管局と連携を図り、必要に応じて事業者に対する指導等を行った。	食品表示関係法規を所管する国の機関や所管局と連携を図り、必要に応じて事業者に対する指導等を行う。	保健医療局	生活衛生課
					適正に実施	適正に実施	適正に実施	保健医療局	医薬安全課

あいち消費者安心プラン2029 実施事業一覧

目標3 消費生活の安全・安心の確保～安心して商品・サービスを選択できる暮らしの実現を目指して～

番号	取組	施策名	施策内容	2025年度実施計画	2025年度実績	2026年度実施計画	担 当		
							局	課室	
128	1	(3)	表示指導の実施	食品表示の適正化を図るため、食品表示法等に基づき、食品関連事業者等に対する表示の遵守状況の調査を実施し、必要に応じて指導を行います。	食品の品質表示基準遵守状況調査を実施	食品の品質表示基準遵守状況調査数 ・小売店舗等 408件 ・製造事業者 40件	食品の品質表示基準遵守状況調査を実施	農業水産局	食育消費流通課
					保健事項について、適正に実施	保健事項について、適正に実施	保健事項について、適正に実施	保健医療局	健康対策課
					食品表示法等に基づき、食品関連事業者等に対し、必要に応じて指導を行う。	衛生事項について、適正に実施	食品表示法等に基づき、食品関連事業者等に対し、必要に応じて指導を行う。	保健医療局	生活衛生課
129	1	(3)	表示制度の普及・啓発	県内の食品関連事業者や消費者向けに普及啓発研修会等を実施し、食品表示法等関連法規の表示制度の周知・徹底を図っていきます。	食品表示法に基づく食品表示制度について研修会を実施	食品表示法に基づく食品表示制度について研修会を実施 33回	食品表示法に基づく食品表示制度について研修会を実施	農業水産局	食育消費流通課
					H P掲載等による情報提供により随時実施	H P掲載等による情報提供により随時実施	H P掲載等による情報提供により随時実施	保健医療局	健康対策課
					県内の食品関連事業者や消費者向けに講習会等を適宜実施する。	県内の食品関連事業者や消費者向け講習会等にて講師を務めた。	県内の食品関連事業者や消費者向けに講習会等を適宜実施する。	保健医療局	生活衛生課
取組2 商品・サービスの安全確保									
130	2	液化石油ガス販売事業者等に対する指導・検査	消費者が安心して消費生活を営むため、販売事業者等に対し、安全確保のために取り組むべき課題等について、講習会等の機会をとらえ周知します。 また、販売事業者等に対して立入検査を実施し、違反が認められた場合は改善指導を行います。	液化石油ガス販売事業者への立入検査実施 150事業所	液化石油ガス販売事業者への立入検査実施 180事業所	液化石油ガス販売事業者への立入検査実施 150事業所	防災安全局	消防保安課 産業保安室	
131	2	電気用品販売店に対する立入検査・指導	電気用品による危険及び障害の発生を防止するため、電気用品販売店に対して法律に基づき立入検査を実施し、違反が認められた場合は改善指導を行います。	愛知県内の町村における立入検査実施 13件	愛知県内の町村における立入検査実施 14件	愛知県内の町村における立入検査実施 13件	防災安全局	消防保安課 産業保安室	
132	2	家庭用品の品質に関する衛生監視・指導	ホルムアルデヒドを始めとする有害物質を含有する家庭用品による健康被害を防止するため、小売店等へ監視指導及び試買検査を行います。	家庭用品試買試験検査を実施	計画数：100件 実績：100件	家庭用品試買試験検査を実施	保健医療局	生活衛生課	
133	2	環境衛生施設（理容、美容、クリーニング等）に対する監視・指導	理容所等の不適切な管理を原因とする健康被害の発生を未然に防止するため、環境衛生監視員が施設の衛生水準について監視・指導を行います。	環境衛生営業施設の監視・指導を実施	計画数：5,837件 実績：5,232件	環境衛生営業施設の監視・指導を実施	保健医療局	生活衛生課	
134	2	医薬品販売業者等に対する監視・指導	有効かつ安全な医薬品等を一定の品質を確保しつつ供給するために、薬局・医薬品等販売業、医薬品等製造販売業・製造業に対する監視・指導及び医薬品等の収去検査等を行います。	薬局、医薬品等販売業、医薬品等製造販売業等・製造業に係る施設のうち1／3の施設に対して、監視指導を実施する。	薬局、医薬品等販売業、医薬品等製造販売業等・製造業に係る施設の監視指導を実施した。 立入検査実施件数 3,839件	薬局、医薬品等販売業、医薬品等製造販売業等・製造業に係る施設のうち1／3の施設に対して、監視指導を実施する。	保健医療局	医薬安全課	
135	2	毒物劇物営業業者等に対する監視・指導	毒物劇物が不適切に流通し、悪用されることを未然に防ぐため、毒物劇物営業業者等に対する監視・指導を行います。 届出等を要しない毒物劇物業務上取扱者に対しては、毎年度対象事業者を選定し、防災対策調査を実施することで、毒物劇物の適正な管理等について指導等を行います。	毒物劇物営業業者等に対し、立入検査又は監視指導を実施する。 監視指導計画数に対する監視指導実施率100%	毒物劇物営業業者、業務上取扱者等に対する監視・指導を実施した。 監視・指導計画数903件に対し、監視・指導実施件数は710件（監視・指導実施率78.6%）であった。	毒物劇物営業業者等に対し、立入検査又は監視指導を実施する。 監視指導計画数に対する監視指導実施率100%	保健医療局	医薬安全課	
136	2	前払い式特定取引事業者に対する指導・検査	消費者の利益保護を図るため、適正な業務運営について前払式特定取引業者（冠婚葬祭互助会及び友の会）に対して立入検査を実施するとともに、必要に応じて指導を行います。	前払式特定取引業者（冠婚葬祭互助会・友の会）に対して立入検査を実施	前払式特定取引業者（冠婚葬祭互助会・友の会）に対して立入検査を実施(3件)	前払式特定取引業者（冠婚葬祭互助会・友の会）に対して立入検査を実施(2件)	経済産業局	商業流通課	
137	2	消費生活用品の安全確保	消費者に危害を及ぼす恐れのある消費生活用製品の流通を防ぎ、消費者被害を防止するため、特定製品・特別特定製品の販売事業者及び特定保守製品取引事業者に対して、立入検査を行い、必要に応じて指導等を行います。	特定製品の販売事業者及び特定保守製品取引業者に対して立入検査を実施(19件)	特定製品の販売事業者及び特定保守製品取引業者に対して立入検査を実施(16件)	特定製品の販売事業者及び特定保守製品取引業者に対して立入検査を実施(19件)	経済産業局	商業流通課	
138	2	旅行業者等に対する指導	旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図るには、業務の適正な運営を確保することが必要であるため、旅行業等を営む者に対して立入検査を実施します。	旅行業者等に対する年間立入検査件数 20件	旅行業者等に対する年間立入検査件数 20件	旅行業者等に対する年間立入検査件数 20件	観光コンベンション課	観光振興課	
139	2	宅地建物取引業者に対する指導	宅地建物取引業の適正な運営を確保するため、宅地建物取引業者の事務所等への立入検査を実施します。	宅地建物取引業者に対する指導のため、立入検査を40件実施	宅地建物取引業者に対する指導のため、立入検査を40件実施	宅地建物取引業者に対する指導のため、立入検査を40件実施	都市・交通局	都市総務課 建設業・不動産業室	
140	2	建築士事務所への立入指導	建築設計及び工事監理の適正化を図るため、建築士事務所に対して、立入指導を行います。	前年度に業務実績があり、かつ、当該年度に更新登録を行った建築士事務所に対する立入指導の実施率100%	令和7年度の対象事務所260件に対して、251件の立入指導（郵送対応含む）を実施した。（実施率96.5%）	前年度に業務実績があり、かつ、当該年度に更新登録を行った建築士事務所に対する立入指導の実施率100%	建築局	建築指導課	
141	2	建築開発等指導員の協力による違反建築の防止	建築開発等指導員設置要綱に基づき、都市計画区域のうち45市町村について、市町村による候補者の推薦をもとに建築開発等指導員を委嘱し、その協力のもと、違反建築、違反宅地開発を防止するための活動を行います。	建築開発等指導員設置要綱に基づき、都市計画区域のうち45市町村について、市町村等による候補者の推薦をもとに建築開発等指導員を委嘱し、建築開発等指導員の協力を得て、違反建築、違反宅地開発を防止するための活動を行う	市町村等からの推薦に基づき、130名の建築開発等指導員を委嘱し、モニターパトロール及び指導啓発活動を実施した。 また、違反建築防止週間等では、県、市町村及び建築開発等指導員による公開建築パトロールを実施し、430件の建築工事現場の点検を行った。	建築開発等指導員設置要綱に基づき、都市計画区域のうち45市町村について、市町村による候補者の推薦をもとに建築開発等指導員を委嘱し、建築開発等指導員の協力を得て、違反建築、違反宅地開発を防止するための活動を行う	建築局	建築指導課	
取組3 消費者事故等の未然防止対策の推進									
142	3	消費者事故情報の収集・情報提供	消費者事故等連絡会議（庁内）、消費者行政連絡協議会（市町村）を活用し、消費者事故等の情報収集に努め、消費者庁に速やかに通知するとともに、これらの情報について、関係行政機関での共有を図ります。	①会議の開催 ②関係機関への情報提供	①「消費者事故等連絡会議」の開催（書面） 開催日：2025年4月30日（水） 「愛知県消費者行政連絡協議会」の開催 開催日：2025年5月22日（木） 参加人数：46名 ②関係機関への情報提供を随時実施	①会議の開催 ②関係機関への情報提供	県民文化局	県民生活課	

あいち消費者安心プラン2029 実施事業一覧

目標3 消費生活の安全・安心の確保～安心して商品・サービスを選択できる暮らしの実現を目指して～

番号	取組	施策名	施策内容	2025年度実施計画	2025年度実績	2026年度実施計画	担 当	
							局	課室
143	3	消費者への速やかな情報提供	国等から提供される消費者事故や、リコール製品に関する情報に加え、子どもや高齢者の暮らしの中での事故情報などを広く収集し、消費生活情報サイト「あいち暮らしWEB」やSNS等を通じて、速やかに県民への周知を行います。	ウェブサイト、SNS等での情報発信	「あいち暮らしWEB」やSNS等で162回情報発信	ウェブサイト、SNS等での情報発信	県民文化局	県民生活課
144	3	苦情処理テスト結果の情報発信	クリーニングトラブル等、県の商品テスト室において実施した主な苦情処理テスト結果について、消費生活情報サイト「あいち暮らしWEB」やSNS等を活用して情報発信します。	「あいち暮らしWEB」による「商品テスト結果」の情報提供	「あいち暮らしWEB」による「商品テスト結果」の情報提供 4回	「あいち暮らしWEB」による「商品テスト結果」の情報提供	県民文化局	県民生活課
145	3	消費者向け事故防止チラシの作成・配布	消費者が冬場に暖房器具等を使用する際の注意事項を盛り込んだチラシを作成し、暖房器具等の不適切な使用によって発生する一酸化炭素中毒（CO中毒）の危険性を周知します。	LPガス事故防止チラシの発行部数30,000枚	LPガス事故防止チラシの発行部数30,000枚	LPガス事故防止チラシの発行部数30,000枚	防災安全局	消防保安課 産業保安室
146	3	消費者安全法による立入調査等の実施	消費者安全法で定められた生命・身体事案及び財産事案について、機動的に報告徴収・立入調査権限を活用します。	消費者安全法による立ち入り調査等の実施	立入調査等の実績なし	消費者安全法による立ち入り調査等の実施	県民文化局	県民生活課
取組4 規格・計量・表示の適正化								
147	4	消費生活モニターによる情報収集	消費生活モニターから随時、不適正な表示などの情報を収集し、必要な情報は関係局へ提供するなど、規格、計量、表示の適正化を推進します。	消費生活モニターからの情報収集 （情報提供件数300件／モニター一人あたりの情報提供件数2.0件）	モニター 一人あたりの情報提供件数2.1件(313件/148人)	消費生活モニターからの情報収集 （情報提供件数300件／モニター一人あたりの情報提供件数2.0件）	県民文化局	県民生活課
148	4	計量法による指導・検査	不正確な計量を防止し、計量の一層の適正化を図るため、計量法に基づく各種事業登録の受理、定期検査及び商品量目等の立入検査を実施するとともに、計量に関する指導を行います。	①計量関係登録・届出等事業者立入検査35事業者 ②特定計量器立入検査105事業者 ③商品量目立入検査6事業者	①計量関係登録・届出等事業者立入検査40事業者 ②特定計量器立入検査214事業者 ③商品量目立入検査9事業者	①計量関係登録・届出等事業者立入検査28事業者 ②特定計量器立入検査152事業者 ③商品量目立入検査7事業者	経済産業局	商業流通課
149	4	家庭用品の品質に関する適正表示の確保	家庭用品の品質に関する表示の適正化を図るため、販売事業者に対し家庭用品品質表示法に基づく立入検査を行い、必要に応じて指導を行います。	販売店において、指定された表示の有無について確認するための立入検査を実施(15件)	販売店において、指定された表示の有無について確認するための立入検査を実施(18件)	販売店において、指定された表示の有無について確認するための立入検査を実施(14件)	経済産業局	商業流通課
取組5 生活関連物資の安定供給								
150	5	消費生活モニターによる価格・需給動向の観察・情報提供	消費生活モニターに生活必需品等の価格や品揃えなどについて観察を依頼し、大幅な価格変動や極端な品不足がみられた場合は情報提供を受けます。	消費生活モニターによる日常生活の中での常時監視	消費生活モニターによる情報提供313件のうち、価格料金の情報提供件数20件(6.4%)	消費生活モニターによる日常生活の中での常時監視	県民文化局	県民生活課
151	5	価格動向及び需給状況の調査	物価が異常に高騰した場合などには、生活必需品等についての価格動向や需給状況調査を実施し、関係局と連携して所要の対策を講じるとともに、消費者へ情報提供を行います。	物価高騰時等に調査を実施	実績なし	物価高騰時等に調査を実施	県民文化局	県民生活課
取組6 災害時等における消費生活の安心の確保								
152	6	非常時等にける情報発信	消費生活情報サイト「あいち暮らしWEB」により、消費生活情報を総合的に提供するとともに、X（旧Twitter）などのSNSを活用し、緊急性の高い情報をタイムリーに提供するなど、効果的な情報発信を図ります。	あいち暮らしWEB、SNS等での情報発信	「あいち暮らしWEB」、SNS等において緊急性の高い情報を迅速に発信	あいち暮らしWEB、SNS等での情報発信	県民文化局	県民生活課
153	6	非常時等における生活関連物資等の需給・価格情報の収集	災害等の非常時において、生活関連物資等に異常な物価高騰や不足が生じる場合等に、被災地域及びその周辺地域等における生活関連物資等の需給や価格情報の収集を適切に行うことを目的とした危機管理マニュアルを作成し、非常時においても迅速な情報収集を行います。	・災害発生時に行政機関や報道機関の情報、県民からの情報を基に生活関連物資等の需給や価格情報を収集する ・必要に応じて危機管理マニュアルの検証や改定を実施する	実績なし	・災害発生時に行政機関や報道機関の情報、県民からの情報を基に生活関連物資等の需給や価格情報を収集する ・必要に応じて危機管理マニュアルの検証や改定を実施する	県民文化局	県民生活課
154	6	消費生活相談体制の速やかな復旧	非常時優先業務の一つとして、「消費生活相談に関すること」を位置付け、業務手順を定めておくことにより、災害発生時における消費生活総合センターの速やかな復旧を目指します。	他所属及び他県等における災害発生時に対応した手順について情報収集	各都道府県における手順等について情報収集	他所属及び他県等における災害発生時に対応した手順について情報収集	県民文化局	県民生活課
155	6	災害時等における消費生活の安心の確保	国からの物資が届くまでの3日間の備蓄食糧・物資を県及び市町村等で備蓄し、被災者の手元に物資が届く体制の一層の充実を図ります。	国からの物資が届くまでの3日間の備蓄食糧・物資を県及び市町村等で備蓄し、被災者の手元に物資が届く体制の一層の充実を図る	国からの物資が届くまでの3日間の備蓄食糧・物資を県及び市町村等で備蓄し、被災者の手元に物資が届く体制の一層の充実を図った。	国からの物資が届くまでの3日間の備蓄食糧・物資を県及び市町村等で備蓄し、被災者の手元に物資が届く体制の一層の充実を図る	防災安全局	災害対策課
156	6	災害時に備えた飲料水・食料等の備蓄に関する啓発	災害発生時に消費生活が混乱しないために、飲料水・食料等の備蓄に関する啓発活動を実施します。また、隔年、防災に関する意識調査を実施しており、その中で食料・飲料水の準備に関する調査を実施し、県民意識の実態や経年変化を把握したうえで、今後の防災対策を検討していきます。	・啓発用パンフレットの配付 ・県政お届け講座の実施	・啓発用パンフレットの配付10回 ・県政お届け講座の実施20回	・啓発用パンフレットの配付 ・県政お届け講座の実施	防災安全局	防災危機管理課